

令和6年第2回定例会

一宮町議会会議録

令和6年6月18日 開会

令和6年6月18日 閉会

一宮町議会

令和6年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月18日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の所信表明及び行政報告	5
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
一般質問	17
篠瀬寛樹君	18
川城茂樹君	29
大橋照雄君	35
宇佐美信幸君	47
袴田忍君	51
畑場博敏君	55
藤井幸恵君	64
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
報告第1号の上程、説明、質疑	73

報告第 2 号の上程、説明、質疑	75
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
日程の追加	92
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
閉会の宣告	95
署名議員	97

第 2 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

6 月 18 日 （ 火 ）

令和6年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和6年6月18日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	畑	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	横	山	千	尋	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	高	田		亮	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	鎗	田	浩	司	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	関		晴	美	都市環境課長	森		常	磨	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課	中	村	晴	美	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の所信表明及び行政報告
日程第五	請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

- 日程第六 請願第 2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採
択に関する請願書
- 日程第七 一般質問
- 日程第八 承認第 1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第九 承認第 2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を
求めることについて
- 日程第十 承認第 3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の
専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十一 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十二 報告第 2号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算繰越計算書につ
いて
- 日程第十三 議案第 1号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第十四 議案第 2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 4号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結に
ついて
- 日程第十七 議案第 5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変
更について
- 日程第十八 議案第 6号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十九 議案第 7号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
次）議定について
- 日程第二十 議案第 8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第1次）
議定について
- 日程第二十一 同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程の追加
- 追加日程一の日程第一 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程一の日程第二 発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見
書

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき誠にご苦労さまです。季節的に湿度が高く蒸し暑い時期です。皆さん体調など崩されないよう十分注意ください。

それでは、ただいまから令和6年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の所信表明及び行政報告をはじめとして、請願2件、専決処分承認3件、繰越計算書の報告2件、条例の一部改正3件、工事委託に関する協定の締結及び一部変更各1件、補正予算3件のほか、人事案件が1件であります。

なお、請願の採決結果によっては、意見書提出の発議案が追加で提出されます。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会議については本日1日としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

6番、小林正満君、7番、鵜沢一男君、以上兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書及び定例監査報告書の提出がありました。別紙諸般の報告の一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の所信表明及び行政報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の所信表明及び行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり所信表明及び行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

去る5月19日の選挙の結果、3期目を務めさせていただくことになりました。どうぞ今までと変わらず、厳しく、また温かく、是々非々で見守っていただき、お力添えを賜ればと存じます。

ホップ・ステップ・ジャンプと言いますが、大きくジャンプすべき3期目4年間の始めあたり、私の町政推進において、目指す方向性について、まず今後の町政運営に関する所信として包括的に述べさせていただきます。

豊かで誇り高い一宮町へ。

一宮町は大変すてきな町であります。小さい町の中に、これでもかとたくさんの魅力が詰まっております。オリンピックもあり、少し有名になりましたが、まだまだ本来一宮町が持っている可能性が十分には発揮されていないように感じます。一宮町が持っている魅力をさらに発揮させていき、東の鎌倉と呼ばれるような町を目指したいと思います。豊かな誇り高い一宮町を、皆様とご一緒に築き上げていきたいと考えます。

具体的には、以下の各項目を実行していきたいと考えております。

1、歴史と文化の町、一宮。

一宮町には誇るべき文化や伝統があふれております。地域の伝統文化についての発信を強めて、歴史と文化の町、一宮町をアピールしてまいります。

2、豊かな自然の町、一宮。

一宮町には豊かな自然があります。この自然を後世まで残していくために、自然環境の保護に努め、自然と共にある町、一宮を目指します。

3、農業が盛んな町、一宮。

一宮町では大変多くのおいしい農作物が生産されております。一宮町の欠かせない魅力の一つである農業をバックアップし、農作物が豊かでおいしい一宮町を後世に引き継いでいきます。

4、波と共にある町、一宮。

サーフィンは一宮町のまちづくりに欠かせない魅力となっております。サーフィン環境の整備にさらに努力を行って、一宮町が長く波と共にある町であることを目指します。

5、子育て・教育の一宮。

一宮町は近隣市町村に比べて子育て世代の移住者も多く、子供さんが多くお住まいです。これまで、一宮町の子育て・教育支援はほぼ全国標準レベルでしたが、今後、教育と子育てには意識的に努力を傾注し、子育て・教育の町、一宮を目指します。

6、高齢者の方々が生活を楽しむ町、一宮。

高齢者の皆様がお元気で、毎日の生活をエンジョイできる一宮町を目指します。介護予防や外出支援のさらなる充実を目指します。

7、快適な空間、「適疎」の町、一宮。

「適疎」という言葉があります。過密でも過疎でもなく、適度で快適な疎という意味です。一宮町は、まさにこの「適疎」の町であると言えます。今後も適度で快適なゆったりとした空間と人間関係を維持していくことに努めます。

8、安心して暮らせる防災力の高い町、一宮。

町民の皆様が安心して生活を楽しむことができるよう、防災力のアップを目指します。町民の皆様のお命を守るため、防災レベルを上げる努力をさらに行います。

9、住民が主人公の誇り高い町、一宮。

自治体の主人公である住民が本格的に町の行政に関与し、議会、役場と共に政策を立案、実行していく形をつくり上げていきます。これまでも、一宮町は住民の皆様が強い主体意識と誇りを持っておられる町でした。住民協働の形をさらに充実させ、誇り高き町、一宮を目指します。

以上の各項目にバランスよく目を配りつつ、特に子育て、教育支援、防災力強化を最重要課題として位置づけ、さらに今後の町政の最大の懸念案件である公共施設の老朽化対策に成果を上げることを目指します。

また、これも懸案である釣ヶ崎海岸付近への一時避難場所を兼ねる経済的拠点の形成の実現を目指します。

いずれの課題にも不退転で奮闘し、豊かで誇り高い一宮町の建設に邁進する覚悟です。

議会の皆様におかれましては、冒頭にも申し上げましたとおり、どうぞ厳しく、また温かく、是々非々の方針で、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告について申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

令和5年度決算の関係でございますが、全ての会計を5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

一般会計は、歳入54億9,977万円、歳出53億3,793万円、繰越金は1億6,184万円でございます。また、国民健康保険事業など3つの特別会計は、合計で、歳入27億8,960万円、歳出26億7,538万円、繰越金は1億1,422万円でございます。

最後に、農業集落排水事業会計は、収益的収支の収入が1億5,570万円、支出が1億3,929万円、資本的収支の収入が807万円、支出が3,406万円でございます。次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りたく存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、防災関係です。

4月17日水曜日の区長回覧で、津波、洪水、土砂災害、揺れやすさ及び内水ハザードマップを全戸配布いたしました。町民の皆様にはお住まいの地域の危険性や避難場所をご確認いただき、災害時に迅速で安全な避難ができるように、ご準備をお願い申し上げます。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

まず、国民健康保険の令和5年度の医療費であります。約9億2,500万円となり、前年度から若干減少となっております。令和6年度への繰越金は8,117万9,000円、基金につきましては1億6,957万7,000円の残高でありました。

また、今年度は、国民健康保険税の軽減の取組として、就学児から高校生以下の子供がいる世帯に対し、子育て世帯の負担軽減について、国民健康保険税の均等割額の半額を軽減する措置を行います。

現在、国の法律に基づき、未就学児のいる世帯に対しましては均等割額の半額を軽減しておりますが、町独自の軽減として、高校生以下まで対象者を広げ、制度の拡充を図っていくものでございます。

次に、健康維持と医療費の適正化を目的とした特定健診であります。40歳以上の国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、5月30日木曜日から6月11日火曜日の間、土曜日にも健診日を設けて、10日間、保健センターで実施いたしました。健診受診率につきましては、国保38.2%、後期27.1%でした。

本業務は、生活習慣病の予防及び早期発見など、ご自身の健康状態を把握するために大きな役割を担う事業であります。集団健診を受診されていない方も、個別健診は12月25日まで受診できますので、積極的に受診していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、税務課所管の業務についてであります。

物価高騰に伴う国民負担を緩和するための一時的な措置として、令和6年度税制改正の大綱に基づき、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。その中で、所得の状況により、定額減税し切れないと見込まれる方に対しては、その差額を給付金として支給を行う予定です。

なお、本事業は国の地方創生臨時交付金を活用して実施いたしたく、本定例会に関連予算

案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、物価高騰対策の関係です。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援金給付事業により、負担を軽減するための支援として、昨年度の住民税非課税世帯に続き、今年度は、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を、低所得世帯の18歳以下の児童1人につき5万円を、プッシュ型給付により支援いたしております。

加えて、令和6年度課税で新たに低所得世帯となった世帯に対しても同様の支援をしております。

また、物価高騰の影響を受ける厳しい状況下にあっても、質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められる医療、障害福祉、介護の各分野の事業所等に対しましても、昨年度に引き続き支援金を交付してまいります。

つきましては、これらの所要額を本定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

次に、健康事業の関係です。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、この秋冬に、65歳以上の方と、日常生活が極度に制限される疾病をお持ちの60歳から64歳までの方を対象とした定期接種となります。

今年度から定期接種となることに伴い、接種をお受けになる方に費用負担が生じますので、負担を軽減するため、国からの助成金に加え、町では1人当たり3,000円の助成を予定しております。対象となる皆様には、適時ご案内してまいります。

また、必要経費について、本定例会で補正予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

学童保育運営事業の民間委託ですが、4月24日に公募型プロポーザルを実施し、提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容を厳正に審査した結果、株式会社アンフィニに運営者を決定いたしました。

学童保育を民間委託することで、安定した学童保育の運営はもとより、民間事業者が有する高度な知識や経験等の活用により、良質なサービスをもって、児童の安心・安全な放課後の居場所としての学童保育の展開を図ります。6月までは移行準備期間とし、7月から委託

業務を開始いたします。

また、昨年度も実施いたしました。国の地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、町内の保育施設に給食費の物価高騰見込み分を助成いたします。この事業は、各保育施設の登園児童の給食費高騰見込み分を助成することで、給食費の増額を抑えることにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るものです。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

水稻の品質確保と収量増を図るため、ドローンによる水稻農薬散布を7月6日から21日の間で適切な日に実施いたします。周知等、適時に行ってまいりますので、関係機関及び皆様方のご協力をお願い申し上げます。

次に、町内の水田において甚大な被害を及ぼしているジャンボタニシへの対策では、継続的な防除を実施するとともに、県の補助事業を活用し、今年は船頭給地区23ヘクタールにおいて、ジャンボタニシの防除対策を実施してまいります。

次に、施設園芸ですが、安定生産や品質向上を図るため、梨やトマト、長ネギの生産者計7名に対し、農業用機械の購入や施設の改修を支援する「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業による補助を行います。

さらには、今年度から町単独補助制度として、一宮町地域農業担い手支援事業補助金を創設し、補助率3分の1、上限150万円の補助金を支給し、地域農業の経営発展支援に取り組んでおります。

次に、林業振興ですが、町の森林環境譲与税や森林整備広域連携協定に基づく市川市の譲与税を活用し、憩いの森や洞庭湖周辺の森林整備に加え、秋には憩いの森で一宮町と市川市の小学生交流のイベントを予定しております。

さらには、一宮海岸に千葉県産木材を使用した木製ブランコを設置し、太平洋に向かった絶景ブランコとして、地域の集いの場、観光スポットとしての魅力向上を図ります。

続きまして、商工関係です。

昨今の物価高騰の影響を受けている住民の生活支援を目的として、新たに購入金額1万円で1万3,000円分のお買物ができるプレミアム付き商品券事業を計画しております。こちらは地方創生臨時交付金を活用いたしたく、補正予算案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に観光関係ですが、一宮海岸有料駐車場を4月27日から開設いたしました。引き続き適

正な運営や収益の確保に努めてまいります。

続きまして、一宮海水浴場ですが、7月20日から8月25日までの37日間、監視体制を整え、開設いたします。

なお、開設日には、10回目の開催を迎える南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、九十九里地ハマグリのPRに努めます。

また、昨年、多くの方々よりご好評をいただいた一宮町納涼花火大会は、8月3日の開催に向けて、現在観光協会理事の皆様方と職員が寄附のお願いに企業を訪問いたしております。今年も町内外の多くの方々を魅了する花火大会を期待しております。

そして、ほかの魅力ある様々なイベントにおいても、現在、開催に向け準備を進めているところでもあります。今後一層の魅力発信に努め、さらなる集客を目指してまいります。

最後に、夏期観光シーズンにおける安全対策として、警察や消防関係機関との連携を図り、地域住民や観光客の事故防止に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管業務についてであります。

初めに、道路事業の関係です。

今年度予定しております新設改良工事と道路維持工事ではありますが、今月末に今年度3回目となる入札を予定しているところであり、来月以降においても、緊急性などの優先順位に配慮し、地域住民の要望に沿った適切な事業執行に努めてまいります。

また、国の交付金を活用している天道跨線橋通り、町道1-7号線道路改良事業ではありますが、昨年度をもって拡幅に伴う用地買収が全て完了いたしましたので、引き続き早期の完成を目指し、工事を進めてまいります。

続いて、環境衛生事業の関係です。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、昨年度から再開したごみゼロ運動でございますが、今年度は5月26日、日曜日に開催したところ、1,420人の参加をいただき、道路等公共の場所に捨てられた空き缶や空き瓶、紙くずなど、660キログラムのごみを回収いたしました。引き続き、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発に努めてまいります。

また、地球温暖化対策の推進とエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、蓄電システムの設置費用や、窓の断熱改修費用、電気自動車の購入費用などを助成しており、脱炭素化に向けた取組にも注力してまいります。

次に、都市整備事業の関係です。

下水道ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場大規模改修事業ではありますが、国

庫補助事業を活用した長期改修事業の5年目を迎えました。今年度は、公益財団法人千葉県下水道公社との間に新たな協定を締結し、換気・空調設備他更新工事、電気設備更新工事、管路調査業務委託等を実施いたします。

引き続き、適切な設備の更新を施し、町の皆様の安心・安全なお暮らしに資する施設の機能確保を図ってまいります。

次に、空き家対策の関係です。

近年、空き家に関する相談件数が増加傾向にあることなどから、町では今年度、町内の空き家等実態把握調査を実施いたします。来年度以降には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画の策定に取り組み、空き家対策に関する施策の展開に取り組んでまいります。

続きまして、教育課所管業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

令和6年度の町立小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校24名、一宮小学校82名、一宮中学校112名、5月1日現在の児童生徒数、東浪見小学校146名、一宮小学校485名、一宮中学校362名です。なお、一宮中学校は生徒数の増により、クラスを2つ増やし、全学年を4クラスにいたしました。

続きまして、昨年度からスタートした第3子以降学校給食費無償化事業についてです。

この事業は、多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を目的とし、保護者が扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子の義務教育期間における公立学校の学校給食費を無償化するものです。6月1日現在、97世帯114名の児童生徒が無償化の対象であり、これは全児童生徒の1割強に当たります。なお、対象者は昨年度よりも18名増えております。

続きまして、東浪見小学校の雨漏り改修事業についてです。

東浪見小学校の普通教室棟は築53年、特別教室棟は築42年が経過しております。平成20年度の普通教室棟及び体育館の大規模改修工事では、屋上シート防水や内外装のクラック補修等を実施いたしました。令和3年度にも雨漏り改修工事を実施し、一時は雨漏りの改善が見られましたが、応急処置的な改修工事であったことから、現在、再び雨漏りが発生している状況です。そのため、今回は特に劣化の激しい窓サッシの改修工事を実施いたしたく、事業費を補正予算案に計上いたしております。

なお、当事業につきましては、根本的な解決に向けて引き続き取り組んでまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、社会教育関係です。

町史編さん事業については、第1回目の編さん委員会議を6月2日に行いました。今年度は、調査と併せて、町の歴史を紹介する冊子「一宮町史研究」を刊行する予定です。また、普及啓発事業として、一宮町史編さん講座を7月27日に開催いたします。一宮町の自然をテーマに、編さん委員長の吉田正人氏にご講演をいただきます。

文化祭と芸能音楽祭については、今年度も秋に開催する方向で、現在、関係団体と協議を進めつつあるところであります。

また、前年度に引き続き、一宮町が事務局となり、長生郡民スポーツ大会を開催いたします。17種目の競技が6月から7月にかけて行われ、7月7日にGSSセンターで総合開会式を実施いたします。

最後に、老朽化が進んでいる中央公民館についてです。

中央公民館の整備にあたり、広く町民の声を反映させるため、各種団体や公募委員で構成する中央公民館建設検討委員会を立ち上げます。あわせて、アンケートやインタビューなどで住民のニーズを調査しながら、よりよい施設となるよう中央公民館基本計画をまとめてまいります。

終わりに、本定例会には、専決処分に係る承認3件、報告2件、条例の一部改正案3件、協定の締結案1件、変更1件、補正予算案3件、同意案1件を提案いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、私の所信表明及び行政報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の所信表明及び行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内については省略いたします。

会長、田中弘美。

紹介議員、小関義明。

一宮町議会議長、鵜沢清永様。

請願事項。

2025年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教

育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第6、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。括弧内については省略いたします。

会長、田中弘美。

紹介議員、小関義明。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

請願事項。

2025年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること

・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること

・安心・安全で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること

・教育DXを加速化し、GIGAスクール構想の着実な推進と、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること。

など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（鵜沢清永君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鵜沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は3点質問がございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、効果的な住民周知について質問いたします。

過去の一般質問を見ますと、平成30年の6月議会にて、ワンストップでの総合窓口の質問がありましたが、総合窓口ではなく、効果的な住民周知に向けての簡易的な相談窓口についての質問になります。

本町において、住民サービスが多様化する中で、様々な住民サービスや各種補助金、助成金などの交付を行っておりますが、利用者や対象者を増やすためには、知ってもらうことが一番大切であると考えます。広報やホームページ等で告知は行っていると思いますが、住民が把握するのは困難だと感じます。

そこで、本庁舎入り口に住民向けの相談窓口があれば、住民サービスや各種補助金、助成金などの相談ができ、スムーズな窓口案内にもつながると考えます。

また、総合窓口では、人員確保や費用対効果の点から難しいと思いますが、簡易的な相談窓口であれば、例えば新入職員や歴の浅い職員を各課またいで当番制にすることで、職員育成の機会にもなり、お互いいい方向に向かっていくと思いますが、まずは見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、総合窓口ではないが簡易的な相談窓口があれば、住民サービスの向上につながることは容易に想像できます。さらに、新入職員等を当番制で窓口に置くというご提案も理にかなっていると思います。

しかし、今現在、業務の多様化、業務量の増加により、職員の負担は増え続けております。この状態で、交代制とはいえ、若手への負担を増やすのは容易ではございません。

ご提案の趣旨、方法は十分に理解できますが、現状では難しいと考え、今後の課題といたしたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） それでは再質問いたします。

職員の負担が増えて、大変厳しい状況は理解しております。私が質問した理由は、各市町村での助成や補助金などは、どこもあまり変わらないと思っております。同じような課題を抱えており、県や国から頂く補助金もどこも同じだからです。

この多様化していく各種助成や補助金は、私も含めて、全て理解している町民はいないと思います。よく町民の方から、一宮町は遅れているとか、他ではやっているとか、批判的な声をいただきますが、私はそのようには思っておりません。その際、このような各種助成や補助金がありますと説明しますが、町民が把握できていないと感じます。

町からの告知は広報やホームページがメインと思いますが、広報ではいろいろな情報がありますので、ほぼ一度きりの記載、ホームページではどこを見ていいのか分からない。せっかくいいことをたくさん用意しているのに、役場と町民とのギャップを感じています。

窓口は、私も厳しいと思いながら質問しましたが、例えばホームページに、各課の各種助成や補助金を一覧にまとめて、見やすい位置に置くなど、町民が把握しやすいような体制が必要と考えます。

今後の課題の解決策として、町の見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の、効果的な住民周知についての再質問にお答えいたします。

現在、町民の皆様への効果的な住民周知の方法として、広報紙、ホームページのほか、防災無線などが活用しているところでございます。

篠瀬議員のおっしゃるとおり、広報紙は毎月1回の発行ですが、ホームページによる情報周知は、速達性を含め効果的であると考えております。

ご指摘のありましたホームページ上の必要情報が確認しにくいという点につきましては、様々な意見を聞きながら改善を進めていきたいと考えております。

課題の中の一つとしまして、各種助成や補助金に関する内容が把握しにくい点につきましては、今後、トップページにて見やすい部分に入り口をつくり、より確認しやすいよう対応を進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 農業、商工業、子育て支援等、様々な各種助成や補助金を用意してありますので、用意して終わりではなく、必要な方々に使っていただいてもらわなければ意味がありませんので、ぜひとも早急によろしくお願いいたします。

続きまして、2 点目に移らせていただきます。

前回の3月議会での一般質問からの継続質問になります。

サーフィンでの町全体への経済効果について質問いたします。

町長の目標であります「サーフィンの経済効果を全町に広げます」、経済効果について改めて質問させていただきます。

経済効果の考え方はとても難しいと思います。前回の答弁から、サーフォノミクスが駄目だと言っているのではなく、すばらしい取組だと思っておりますが、サーフィンの経済効果を全町に広げる町長の目標は、サーフォノミクスでは厳しいと言いました。

確かに、移住者の増加により、サーフィン関連での税収が上がり、それを基に住民サービスに充てています。そうやって言えば、確かに全町に広がっているとは思いますが、サーフィンをしない地域住民の生活にも実感できる経済効果の波及を考えますが、サーフォノミクスの6本の取組策では、全町民への施策とはあまり感じ得ません。

大胆な政策なかじ取りとして、この先4年間の町政運営において、サーフィンの経済効果を全町に広げていくため、町長の重点政策、まちづくりの考え方として、どのようなものを実行していくのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 篠瀬議員の2点目のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

サーフィンの経済効果を全町に広げるということで、総合戦略の中にこのサーフォノミクス6つの取組の形を述べました。

これで全てというふうに考えているわけではなくて、今、篠瀬議員からおっしゃっていただいたとおり、まだ不十分なところがあるということについては、私もそのとおりだと思います。

全体として、まず、今議員もおっしゃっていただいた、そのサーフィンというものが、経済効果、どうやって考えるかということからなんですけど、まず、私が一つ考えておりますのは、サーフィンで一宮町に移住する、あるいは来訪する皆様の経済行為、これが一つ、非常に重要であると。これは民間の様々な回路での、一宮の事業者の方の事業所での消費拡大につながる部分があるということ、これが一つ私が考えているところでもあります。

しかしその一方で、これは議員も今おっしゃっていただいたところなんですけれども、特に移住の方々中心に、住民税あるいは固定資産税という直接的な町税の増加という形で、この方々のこの経済的な地域への寄与というものも頂くことができます。

この2つが、私どもの考えとしてはまず柱になっているということでもあります。

こういったことが、今のところ比較的順調に、オリンピックの実施もありまして進んでいると。民間消費も、確定的な数字はちょっと私ども持っておりませんが、個々の事業者の皆様から伺ってみると、このサーフィンでの来訪者あるいは移住者の方のお力により、事業拡大が実際実感されているというお話を伺います。また、税収のほうはご存じのとおり継続的に上がってきているということです。

これを、まずは私どもとしては衰えないようにしなくちゃいけないというふうに考えております。

その中では、まずサーフィン環境というものを、これまでも海岸の駐車場の整備、シャワールの整備、お手洗の整備などを通じて、このアメニティレベルの向上ですね。それから、先般年度当初予算でお認めいただいたドローンによる危険の到来の周知、そういった防災関係の安全施策の向上、こういったことに費やしてきております。

これをさらに、私ども、このサーフィンの来訪者あるいは移住者の方々が一宮をサーフィンを楽しむ場所として選んでいただけるような、そういう環境のレベルの向上に、まずは私どもの注意を払っていく必要があるだろう。

その一方で、今申し上げた民間での消費について、私どもなかなかこれを直接把握するこ

とはできません。

一方で町の税収増については、これは私どもが直接頂くことができますので、これを防災力、子育て、教育、こういったものの向上、先ほど私も所信表明で申し上げました幾つかの重要な項目がございますが、こういうものに充当していきたいというふうに考えているところであります。

私としては、これからの4年間の中で、まずは一番大事なところとしては、サーフィン環境の維持向上ということに、我々がなお、さらに留意をしていくことによって、来訪者及び移住者の流れを止めないということ、これが大事なんだろうと。そして、そこからの税収というものを、きちんと私どもが引受けさせていただくと。

その使い道についても、このところがひとつ難しいところかもしれませんが、どういう因果関係にあるか、こういった、恐らく議員のおっしゃるところでは、サーフィンを特にたしなまない方には、なかなかその実感が伴わないということもご懸念だと思うんですけども、そのあたりも私どものほうでちょっと意識をしながら、改善を図ってきたいというところであります。

ですので、今後もこのサーフィンの経済効果をいかに皆さんのものにするかについては、引き続き奮闘していきたいというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきますが、話は膨らみましたが、関連税収を上げて住民のサービスに還元するというお話だったと思います。

やっぱり関連税収を上げるための努力が必要だと感じます。以前質問しましたが、海岸の町営駐車場の収益などが行政サービスに使えればいいと思いますが、去年の12月議会で答弁ありましたが、使えるように努力していただきたい。

また、こちらも以前質問した内容ですが、法定外税などを導入して町の収入源としていただきたい。増えた税収分、それを住民サービスに還元する、それが一番いい経済効果だと私は考えております。

今はオリンピック効果で、移住者や別荘、宿泊業や飲食業の増加により、先ほどおっしゃっていましたが、住民税や固定資産税が増えただけです。サーフィンの経済効果を全町に広

げるためには、住民サービスの向上はもちろんのことですが、私は、サーフィンの町としてのまちづくりや、住民の機運の醸成が最重要なことだと考えます。サーフィンがあるからこそ、持続可能な一宮町がある。こういうことがサーフィンの経済効果を全町に広げる一番と私は考えます。これらを考え、どのようにまちづくりをしていくのかを再度伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 篠瀬議員の再質問にお答えを申し上げます。

今、私、総括的なお話を差し上げましたんですけれども、私が申し上げた住民税、固定資産税だけでは十分住民の皆様にはサーフィンの恵みというものを実感できないのではないかと、いうふうなことをおっしゃっていただけたかと存じます。

そういうことからすると、例えば町営の海岸の駐車場の収益などを幅広く使う、あるいは宿泊税などの導入ということで、実際に来訪された方々から直接的な潤いをいただくような回路を開くべきではないか、それが一つのご主張かと思えます。

私もそれはおっしゃるとおりだと思います。今例えば釣ヶ崎については、観光案内所がございまして、観光案内所を有料で利用していただくというのはどうなんだという議論もありまして、また県と町のこの管理が二元的になっているということもあって、今有料になっていないんですけれども、十分検討させていただいて、今、篠瀬委員からおっしゃっていただいた、直接来訪者の皆様から私どもに財源をさらに頂く回路を開いていくということを努力していきたいというふうに思います。

宿泊に関する税というの、千葉県でもこれは前向きにということでございまして、私どもも一緒に考えていきたいというふうに思うところであります。

そしてもう一つ、これも非常に大事なご指摘をいただきました。サーフィンがあるからこそ一宮町が持続可能なんだということの実感が伴うように、導き、そして本当に住民の皆様がサーフィンが大事だねということで、サーフィンの町としてのまちづくりを一緒にやりましょうというところへ導くべきであると。それは本当におっしゃるとおりだと思います。今まだ残念ながらそこまで至っていないということかと思えます。

先ほどもちょっと申し上げましたんですけれども、例えば今議員からおっしゃっていただいた、直接来訪者の方から頂くものを、因果関係、源流と流末をはっきりしながら、アシストしていくということになりますと、来訪者の方々から直接的に町が潤いをいただいている

ということをどなたも実感していただけることになるかと思えます。そのあたりも、また私どものほうで十分考えて、明示的な形に持って行って、お一人でも多くの住民の方がサーフィンに対して、大きな貢献に対して、実感していただける、共感していただけるように持っていければというふうに思います。

議員のおっしゃられたことに私も賛成でございます。その方向に向かって努力をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） お互いちょっと通告していない内容だったので、再々質問は行いませんが、ぜひ前向きに町長の考えで探求していただき、大胆な政策のかじ取りを早急にお願いいたします。

続きまして、3 問目にまいります。自治体のPR、一宮町のPRについて質問いたします。

住みたい田舎ランキング第1位、こう聞けば、いすみ市を思い浮かべると思えます。

いすみ市ではオフィシャルにPRしています。この住みたい田舎ランキングは、宝島社という出版社が独自に各市町村にアンケートを行い、点数化し、順位を決めていますが、いすみ市は、首都圏エリアにて4つの項目で1位を取っております。

私の中では、いすみ市より一宮町のほうが住みたい田舎ランキング第1位だと思っておりますので、私の、少し調べてみると、ここでいう首都圏とは、埼玉、東京、神奈川、千葉の1都3県のことで、合計189市町村あるのですが、このアンケートを宝島社に返した49市町村の中での1位なんです。

ちなみに、一宮町はアンケートを返していないのですが、独自に点数化してみると、到底いすみ市にはかなわない結果となりました。なぜなのか調べてみると、いすみ市では人口の過疎化により、やはり多くの補助金等がもらえ、その補助金等を活用して、点数アップのためたくさんの補助制度などを設けているので、点数が高い結果となりました。

一宮町は人口を維持しているので対象補助金等はもらえず、補助制度をつくることは難しいので、いすみ市の住みたい田舎ランキング第1位、これはかなりのPR効果があり、知名度の差を感じます。

また、流山市では、マーケティング課をつくり、「子育てするなら流山」のキャッチフレ

ーズは、皆さん聞いたことがあると思います。また、「都心からいちばん近い森のまち」とアピールし、首都圏をターゲットにPRを行っております。

さらに、岡山県の奈義町では特殊出生率2.95を達成した実績を前面に出して、全国的にも知らない方はいないと思います。奈義町のホームページを見れば、一面に出てPRを行っております。

なぜこのような自治体でのPRが必要なのかを考えたときに、答えは、流山市のホームページのマーケティング課の業務内容に載っています。一宮町に置き換えて申しますと、町の知名度アップ、イメージアップを図るとともに、町のブランド化を推進し、町の魅力を町外、特に首都圏を対象にPRしていくこと。なぜ必要なのかといいますと、自治体間競争を意識した町の魅力ある情報を発信することにより、町への定住化を促進するためです。要するに、自治体間競争に勝っていかなければならないということです。

一宮町は、お隣の住みたい田舎ランキング第1位、いすみ市にも、流山市にも、同じ長生郡市内の1市4町1村にも勝っていかなければ駄目なんです。千葉県全体を見ても、そのポテンシャルは一宮町にはあると私は思います。

イメージ戦略の中で、言った者勝ちといいますか、全国一位の実績や項目などは私がつくれると思います。例えば、一宮町では、人口当たりのサーフィン関係移住者率で考えたら、全国1位だと思いますし、人口当たりのサーファー率も全国1位だと思います。一宮町は、サーフィンのまちとして定着はしていますが、発信はできていないなど私は感じます。

我が一宮町においても、対外に、町の知名度アップ、イメージアップを図り、自治体間競争に勝っていくためにも、住みたい町、観光に訪れたい町として、ブランド化を進めるためにも、サーフィン保護区申請の前にPR発信していくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の自治体PRについてのご質問にお答えいたします。

町ではこれまで、町内外への本町魅力発信の取組として、サーフトアウンプロモーションの展開の一つ、「サーフィンと生きる町」のシティプロモーション動画制作のほか、各種サイトを活用した移住お役立ち情報「ICHINOMIYAクリップ」「ちばらしい暮らし」、全国移住情報サイト「縁結び大学」「2拠点・移住ライフ大学」など無料サイトの活用も含め、様々な

ところで、本町の魅力を情報発信しているところがございます。

また、東京都有楽町において、各自治体の移住担当者や相談員と直接相談ができる千葉県主催による移住相談会への参加により、本町の魅力や情報を直接職員が発信しております。

そして、これまでに特に効果が高かったのは、オリンピック誘致から開催までで連日メディアや記事に取り上げることにより、本町の知名度はかなり上がりました。

オリンピック後のPRといたしましては、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略にもございます基本目標1、オリンピックレガシーとしてのサーフォノミクスの拡大の一つ、世界サーフィン保護区認定を具体的な取組施策として目指しているところがございます。

認定された際は、アジアで初となるため、さらなる一宮ブランドの確立と町内外あるいは全世界へのPRにつながると考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 今までやっていることは理解しております。ですが、シティプロモーション動画はちょっと見たことありませんし、移住相談会の効果があったかも分かりません。メディアに取り上げていただいたことはすばらしいことですが、こちらからPRしたわけではないと思います。世界サーフィン保護区認定の話をされましたが、詳細はこれ令和8年度中の申請を目指しています。3年後に承認されるかも分からない話をされてもと思います。

いま一度話しますが、一宮町は自治体間競争に勝っていかなければなりません。一刻も早く効果のあるPRを行っていただきたい。サーフィン移住全国1位、大々的に発信して、自治体間競争に勝っていきませんか。世界サーフィン保護区認定より前に最重要と考えますが、見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の再質問にお答えします。

これから進める世界サーフィン保護区は、ユネスコが認定する世界遺産のサーフィン版のようなものがございます。現在認定されている地域は世界で12か所、アジアで認定された地

域はまだございません。

オリンピックサーフィン競技開催地のレガシーを持つ本町が認定を取得した場合、国内はもとより世界に向け知名度がさらに上がることは想定できますが、議員がおっしゃるとおり、認定取得できるかの確証はございません。

今後この取組を行うことにより、本町のクオリティアップや町民のシビックプライドの意識醸成、また、取組の効果といたしましては、環境意識の向上、観光の促進、関係人口の創出また町民の地域コミュニティー等の発展につながるものと考えています。また、さらに「サーフィンと生きる町」にふさわしいまちづくりにつながるPRの場でもあると考えております。

篠瀬議員のご意見を踏まえ、今後さらなる効果的なPRがあれば取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私から追加のご答弁を差し上げたく存じます。

私、8年前に登板させていただいて、その後オリンピックの当町でのサーフィン競技の開催ということが2016年のうちに決まりまして、それとほぼ期を同じくして、私、広報、町の広報を格段に強めなくちゃいけない。特に、最初に篠瀬議員からおっしゃっていただきました、町の皆様への様々な情報を差し上げる、これのまだ徹底性が弱い。それで一方では、一宮町の魅力を外の皆様に発信するというのも弱いということで、この広報を格段に強めたいということで、部局の改組を行いまして、秘書広報課をつくったわけです。

オリンピックを契機に、そうした内外、両方へ向けての発信強化をと考えました。少しずつ始めたところでコロナもやってきてしましまして、オリンピックそのものもご存じのとおり非常に混迷した形になって、最終的には競技が行われたわけなんですけれども、無観客ということで、町への来訪者は最小限にとどまりました。町からの、町の紹介の発信なども、結局その中で機能不全になってしまっていて、今日に至っているということでもあります。

私といたしましては、オリンピックが行われたということで、今、一宮町は、なおそのレガシーとしての知名度アップということがあるんですけれども、ここで議員のおっしゃるとおり、やはり外へ向かって、一宮がいかにも魅力のあるところかということ、引き続いて強力に発信していかなくてはいけないということは、おっしゃるとおりだと思います。

このサーフィン移住全国1位というのはちょっと気づかなかったんですけども、ちょっとよその自治体も聞いてみて、事実として確認できるようでしたら、私としてはこういうキャッチフレーズ、やはり今の時代、皆さんの心に投ずるキャッチフレーズがあるかどうか。しかしそれは事実でないと、やはりまた詐称になってしまいますので、そのあたりは慎重にすべきだともありますが、そういったものを掲げて発信するという事は非常に効果的だと私も思います。

これは新しい材料を頂戴したと思いますので、少しこれ検討させていただいて、今、渡邊課長からご答弁申し上げた世界サーフィン保護区、これも排他的にどっちかというものじゃなくて、恐らく相まって進むことでさらに効果が大きくなると思いますので、これを並行して進めながら、町の対外的なアピールをさらに強化していきたいと、そのように考える次第であります。

広報の在り方については、非常にまだまだ課題がございます。多くの専門的知見を持った方々も町も大勢いらっしゃるんで、そういう皆様のご知見もお借りしながら、抜本的な改善をこれから図るような取組をしていきたいというふうに私は考える次第であります。

ちょっと追加のご答弁を差し上げた次第であります。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 私もちょうと詳しく調べていないで発言しているんですが、全国1位の項目はいろいろつくれると思います。

私がこれ質問したのが、やっぱりいすみ市うまいなと思って、住みたい田舎ランキング1位、すごいアピール効果があって、私は本当に一宮町のほうが勝っていると思っているので、ぶっちゃけ悔しいなと思って、一宮ももっと発信してもらいたいという思いで、この質問をしておりますが、簡単に言うと自治体間競争に勝っていくためにPRしようよと言っただけです。

世界サーフィン保護区認定の話をされましたが、これは本当に素晴らしいことですので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

ですが、しかし、さっき答弁を聞くと、保護区に認定されれば、本町のクオリティアップや意識醸成、環境意識の促進、コミュニティーが発展するとおっしゃいましたが、これは私は逆だと思っています。野菜のトマトでいえば、おいしくないトマトに名前をつけても売

れません。トマトがおいしいからこそ、名前をつけることで広く売れるものだと私は思っております。

サーフィンの町として、サーフィン保護区認定の前に、自治体間競争に勝ち、魅力ある一宮町にしていくためのPRに取り組んでいただきますようよろしく申し上げて、質問を終わりにします。

○議長（鵜沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時30分の予定です。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時31分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鵜沢清永君） 次に4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 4番、川城茂樹です。

私も大きく分けて2問質問がありますので、1点ずつ質問させていただきます。

まず1点目でございます。GSSセンターの避難指定についてです。

近年、台風や集中豪雨時に、町民の避難が必要となるケースが増えている。令和6年能登半島地震を鑑みると、大規模な避難が予想される災害がいつ発生してもおかしくない。

当町では、災害時の重要な避難所としてGSSセンターが指定されているが、避難所の待機場所の大部分を占めるとされるアリーナには冷暖房設備がない。このためか、GSSセンターへの避難をちゅうちょし、近隣町村の環境が整った避難所に向かう町民もいると聞きます。またこの施設では、裏山の崖部分の撤去が取り沙汰されていたが、いまだに進んでいません。今年度の当初予算でも工事等の予算が計上されておらず、町からの具体的な説明がなされていない。

このように、町の防災計画上、重要な位置を占めているはずのGSSセンター及び周辺に関する整備と環境改善等、具体的な対策が見えてこないのは大問題であると考え、私、以下の4点を町長にお伺いします。

1 点目、雨漏りの修繕、冷暖房整備等の具体的な計画はあるのか。

2 点目、以前から指摘されている駐車場不足を改善する対策はあるのか。

3 点目、裏山の崖部分撤去工事については、内容及び進捗の説明を請う。

4 点目、町民にとって避難所は災害時の最重要拠点であることは誰にでも明白である。本腰を入れた対策を望むが、町長の姿勢を問います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、川城議員の 1 点目のご質問のうち、G S S センターの雨漏りについてお答えいたします。

G S S センターの雨漏り対策につきましては、令和 4 年度に大雨時の排水処理対策として、屋上周りのオーバーフロー管増設工事を行いました。また大雨以外でもアリーナ中央部に雨漏りが発生していたため、屋根の穴が開いた部分を補修いたしました。

この穴の補修につきましては、施工から約 2 年が経過しており、補修材の劣化が見られるため、再度修繕したく、本議会の補正予算に計上しております。

しかしながら、これらの対応は雨漏りの根本的な解決策にはなりませんので、今後の対応といたしまして、先日の議員全体会議でご説明いたしました公共施設改修に伴う財政計画の G S S センター大規模改修の中で、屋根の張り替えを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 続きまして、冷暖房設備設置等の具体的な計画についてお答え申し上げます。

昨今の夏の暑さを考えますと、冷房設備の必要性が高まっていることは認識しております。こちらにつきましては、現在策定している今後 10 年間の財政的な計画を考慮した公共施設事業計画の中で検討してまいります。

続きまして、災害時の G S S センターの駐車場についてですが、現在の駐車場で不足する場合につきましては、中学校のグラウンド等を開放して対応いたします。

3 番目の G S S センターの裏に急傾斜の山があるために指定されている土砂災害警戒区域、レッドゾーンの解除につきましては、解除方法を検討するための測量や地質調査を行いました。

た。7月末までにこれらのデータを基に作成された数種類の解除方法と、方法ごとの概算の費用等を比較して、最適な方法を検討してまいります。

川城議員ご指摘のとおり、GSSセンターの避難所は重要拠点であります。まずは、来年度裏山の土砂災害警戒区域の解除に向けた工事を行い、その後、公共施設事業計画に基づき対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 再質問を行います。

4点目ですけれども、答弁は全て課長でありました。4点目の質問に対しての町長の姿勢を再度伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員の再質問にお答え申し上げます。

GSSセンターは、私どもが有している災害時の避難所として、最も大きな中心を占めるものであります。ここに幾つかの、今、大きな問題があるというのはご指摘のとおりであります。私どももこれをできる限り早く確実に改善をしたいというふうに考えております。

先般差し上げました公共施設全体としてのこれから更新計画というものがございます。全体としてそれぞれかなりの重さのものがめじろ押しなわけでありましてけれども、議員のおっしゃるとおり、GSSセンターについては災害時に特に重要な施設ですので、できる限り前倒しを考えながら対応を図っていききたいと、そのように考えております。

ご指摘いただきありがとうございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 特にありませんけれども、要望といたしましては、実はこの質問は全体会議の財政計画の前に出したものでして、この状況が分かりませんでしたけれども、なるべく優先的に早めをお願いしたいと思います。

続いて2問目に移らせていただきます。

学校給食へ地産地消の食材を取り入れる動きについて。

生きた教材である地産地消の食材を学校給食へ取り入れることは、食に関する指導の一環として有効に活用できると考える。また、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育むよい機会となり、子供たちが当町の自然、文化、産業等に関する理解を深めるきっかけになる。地産地消は子供たちにとって、将来にわたり地元の取れたて新鮮食材を味わう機会を与え、地域全体へいい影響をもたらすものである。

そこで、以下の3点を伺う。

1点目、現在の学校給食の現状を伺う。

2点目、農林水産省による第4次食育推進基本計画を基に、給食へ地産地消の食材を取り入れる動きを推進していると聞くが、当町の対応を伺う。

3点目、地産地消の食材を取り入れる動きは、まずは教育現場のトップがその重要性を理解することが必要である。教育長の見解を伺う。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） 川城議員のご質問のうち、1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、1点目の学校給食の現状についてですが、ご質問が学校給食における千産千消の取組ということですので、食材の調達というところの現状をお答えさせていただきます。

各小中学校の学校給食に係る食材は全部で15の業者から調達しております。全て県内業者ですが、そのうち町内業者が5つで、主に野菜、果物、肉類などを取り寄せております。また、一宮町以外の長生郡市内業者も5つの業者と取引がございます。また、町内産の野菜や果物を使用する場合は、町内の直売所や農家から購入しております。

次に、2点目の千産千消に対する当町の対応です。

農林水産省の第4次食育推進基本計画では、食育推進の目標として、学校給食での地場産物を活用した取組等の増加が掲げられており、また県教育委員会では11月を千産千消デーと位置づけ、学校給食における地場産物の活用や郷土料理など地域の食文化等への理解促進を図っているところです。町の小中学校においても、国・県の取組の趣旨の下に、それぞれの

学校で千産千消に係る取組を展開しております。

主なものといたしまして、町内産の野菜や果物の提供及び校内放送での紹介、千葉県産食材を使用した3校統一献立の実施、栄養教諭や栄養士の学級訪問による食材などの説明、献立表に千産千消献立を掲載、配膳室に千産千消ポスターの掲示などが挙げられます。

これらの地場産物の活用や啓発活動により、子供たちの食育推進に努めているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） ご質問ありがとうございます。

3点目の千産千消の教育長の見解を述べよということですので、私から川城議員が挙げられた5点を踏まえまして、千産千消の重要性についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目です。食育の推進ということですが。

子供たちへの食育の推進は、健全な心身と、それから豊かな人間性を育む上で非常に重要なものとなります。給食の時間はもとより、各教科、そして体験の機会を通じて子供たちの食に対する意識の変容や学びの深化を図ることができると考えております。

それから2点目です。生産者への感謝と地域理解ということですが。

子供たちが地元の食材を通じて生産者の努力に触れることで、食材がどのように育てられ、どれほどの労力がかかっているかを学ぶことができます。これにより、食材への感謝の気持ちが芽生え、生産者や地域に対するリスペクトも養われると考えております。

それから3点目です。地域の自然、文化、産業への理解ということですが。

千産千消の食材を使用することで、子供たちは地域の自然や文化、産業についても学ぶ機会を得られます。今、総合的な学習でも、児童生徒が一宮町の特産物やその歴史を調べ、発表しておりますが、地域の気候風土が食材に与える影響などを知ることで、地域への理解が深まると考えております。

4点目です。将来への影響ということですが。

地元の新鮮な食材を子供たちに提供することで、子供たちが将来にわたり地域の食材を積極的に選ぶ意識が育まれます。これは地域経済の活性化にも寄与し、地域全体の好影響が期待されると考えております。

5点目です。実践的な学びの機会ということですが。

千産千消は生きた教材として、子供たちが実際に体験を通じて学ぶ機会ができます。実際に小学校2年生、3年生での校外学習で第1次産業に携わっている農業やグリーンウエーブを見学し、農場見学や生産者との交流など、教室の外での学びを行っております。

ほかにもまだまだたくさんあるんですけども、ひとつ、今朝のNHKのニュースの中でも、給食の質の低下が挙げられていました。そこに地元食材を使うことで、その確保が担保されるというようなことが報道されていましたが、以上の点からも、千産千消の食材を学校給食に取り入れることは、食育や地域理解、そして質の確保の観点から非常に重要であり、教育の一環として積極的に推進すべきだと考えます。

当町も年に数回は千産千消の食材を使つての給食を提供しておりますが、子供たちの成長や地域の発展に大きく貢献するということから、今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 再質問です。ありがとうございます。教育長の考えに共感いたしました。

今後、食の宝庫に育つこの一宮町の地元の野菜を、数回ではなく積極的に取り入れる考えはあるのか、再度伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

学校給食に町内の食材を使用することが、子供たちの食育推進に有意義なことは、先ほど教育長から申し上げたとおりですが、一方で課題もあります。

千産千消の食材は季節や天候の影響を受けやすく、安定した供給が難しいことや、生産コストが高くなることもあり、予算の制約がある学校給食では、給食の質、量に影響が出るおそれもあります。

他にも幾つか課題があると思いますが、生産者側と交渉するなどして、今よりも地元食材提供の回数を増やしていけるよう、栄養士とも連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 再々質問はありませんが、要望でございます。

先ほど教育長が今日のNHKを見たということで、私も見ました。その中で、今、渡邊課長が答弁したとおり、確かにコストの面とかいろいろありますけれども、今日テレビを見ている限りでは、コストが下がっているような話というのもありますので、管内でも結構いろんな学校給食をうまく地元の農家とやっている方はありますので、どうかいろんなところを視察して、ぜひとも一宮町でもそのような実現を目指してもらいたいと思います。

以上です。私の質問は以上で終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鶴沢清永君） 次に5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋でございます。

私は、一般質問、大きい見出しで3つありますので、3つあるんですが、その一つ一つに小見出しが数多くありますので、まず1番目の質問においては、その小見出しは全部一連の質問という形です。再質問についてはするかどうか、答弁を聞いてから行いますので、一つ一つまたやりたいと思います。

では始めます。

町長3期目の公約を伺う。

選挙公報に掲げた政策は公約か。

馬淵町長は2期8年間公約なしで執務しました。3期目も公約はないのか。政策は具体化しなくてもよいかというふうに考えているのか。町民は見えない馬淵町政に危機感を持つ人々も多くいる。

そこで、3期目の期首に当たり、次の点を伺います。

1番、今期も公約はないのか。

2番、災害避難所の条件整備とは、具体的に説明を。

3番、子育て、教育の経済サポート強化の具体策は。

4番、生徒の自主性を重視する具体策は。

5番、住民、議会、行政が一体の具体策とはどんな方法か。

6番、当選後の記者会見で、給食費無償化を目指すと思ったが、その真偽はどうか。

以上について質問します。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 公約なしで勤務したということは事実と反しますので、私としては肯うことはできません。

3期目について、選挙公報に掲げた施策は公約で結構です。公約です。

災害避難所の条件整備、私、このご質問をいただいたことには、一つずつ後援会だよりで記して町民の方に公開しました。これは新聞折り込みだけでなく、ネットでも広く公開してあります。議員もお読みいただいたと思います。

災害避難所の条件整備、先ほど川城議員のご質問にもございましたけれども、私どもの町の災害時の避難所のメインはG S Sセンターですけれども、現在裏山の斜面の問題ほか雨漏り問題、冷暖房の設備の欠如問題、あるいはお手洗いなどのバリアフリーのまだ不十分な問題、あるいは入浴施設などもございません。様々な問題があるということです。

そうした問題、それから駐車場が足りないという問題もありますね。そういったことを一つずつやっていくということでもあります。

子育て、教育、経済サポート強化、これについては、現在既に不妊治療の拡充、産後ケア事業の拡充などを行っているわけですけれども、これは6番目に真偽と、偽ということは大変あり得ないことであります。議員のご認識をちょっと改めていただきたい。私は真意しかお話ししておりませんので、そういったことを目指したいと思っているわけでもあります。これも子育て、教育の経済サポート強化ということでもあります。

そのほかにも様々な、これは給食費だけ無料化すればいいという話ではなくて、例えば学童保育の充実などもそうであります。放課後どうやって子供さんが安全にお過ごしただけか、学童保育の回路だけでなく、様々な回路での子供さんの安全・安心の放課後の過ごし方などを確保していく、そういったこともまた保護者の方からの負担を下げながらできていけば、それも経済サポートということになると思います。これは様々にこれから具体的に個々の状況に即して、当事者の方々のご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

生徒の自主性を重視するというのは、これは既にもう一宮小学校、一宮中学校、東浪見小学校、皆そういう方針で進んでいただいております。ですので、そこはご心配いただくなくても結構であります。

住民、議会、行政が一体というのについては、これはまた、私としては以前より公園会の運営について議会の皆様、行政のスタッフ、そしてまた住民からもお入りいただいて、共に案を練り、国保であるとか介護保険であるとか、そういった形の運営の形を整えていきたいというふうに考えていると申し上げたことがございます。そういったことであります。

以上ご返答申し上げました。公約はありますので、どうぞご心配いただくなくて結構です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） まず6番目の真偽という、これは意の誤記入でございました。失礼しました。

それで、私はずっと町長の公約については質問を結構してきたんですよね。その中で、あれは公約としては使っていない、あれは私の目標であるというような回答があった。それから、あるときには、私にはマニフェストはあるが公約がないと、そういうような回答もありました。

今回公約ですということをはっきり答えていただいたので、これは、私は激変したんじゃないかなというふうに解釈してこの質問をしたんですが、今まで町長の発言ですと、私なりに直訳しますと、私は公約とは言っていない、しかし皆さんは公約と思っても結構ですよというふうに私は聞こえるんですね。だから、町長は公約がないというような発言を私はしております。

それが今回は公約だというふうにはっきりおっしゃったので、初めて公約が出てきたというふうに私は解釈しまして、そうすると今まで掲げたことはやってこなかったけれども、今回はかなりやる気があって、やるのかなという思いから、このような質問をして回答をいただいております。

まずGSSセンターのところから再質問したいと思いますが、GSSセンターは川城議員も質問していましたが、今現在、条件によっては避難場所として使えない、そういう状況でありますね。

したがって、この大きな避難場所が、避難所が使えない。そういうことをまず承知し

ていると思うんですが、と同時に、もう一か所、避難所として使えないところが一宮町にはあるんです。それは公民館です。これは被害の、被災マップの状況を見ますと、ここは津波は到達するし、あと洪水になった場合も水が来てしまう。したがって、ここは避難所としては不適合だということになります。その辺は、町長は自覚していますかね。

それと、こういうことがあるということ、今後、公民館の建設検討委員会が開かれると思うんですが、これは資料としてぜひこの人たちに提供してもらいたい。避難所として使えませんよということを強く言ってもらいたい。

そして、なおかつ私が何度もしつこく言っていますが、緊急防災減災事業債というのを使いますと、これは町の負担がかなり軽くなります。そういうものが一向に話の中に出てこない。これを使う気があるのかなのか、その辺を伺いたい。

それから、アクティブラーニングは、これは前の教育長のときからやっていることで、改めて出すあれでもないかなということは思っていますので、これはいいです。

あとナンバー25に記載されている海岸浸食問題なんですけど、これは私が30年間、何とかしなければと取り組んでいる案件です。いろんな方面にもいろんな協力などを仰いでおりまして、特許申請も考えたりしております。

この件に関しましては、一宮町は「サーフィンと生きる町」として掲げておりまして、ウェルカムサーファーという姿勢で取り組んでいると思いますが、このサーファーがここに来たときに、離岸流という死に至るような流れがありまして、これはヘッドランドという工事を行ったことによってできた流れがあります。そしてこの流れで何人もの方が亡くなっている、そういうこともあります。

したがって、私はせっかくお客様を迎えるのであれば、安全に対する政策をしなきゃいけないんじゃないかということで、やり方のほうも私が提案してきていたんですが、この辺が、どういうふうに扱うのか、これは県がやった事業なので町は知りませんよということ、言うかもしれませんが、町長、1期目のときは、私が当選しましたら町独自でこの対策に取り組めますよということをおっしゃっていた、そういう記憶があるんですが、その辺は覚えていればお答えいただければいいんですがね。とにかくサーファーの命に関わる問題なので、町は県がやったから知らないよというわけにはいかないと思うんですよね。その辺をちょっとお答えいただければありがたいです。

だから、求めるものは、まずGSSセンターと公民館が避難所として使えませんよと、GSSセンターと避難所が使えないということ、それを自覚していますかと、それとこの事業に関し

て緊急防災減災事業債というのが使える可能性があります、その辺の取組を考えていないんですかと。それからあと、このサーファーに対する命を守る、この考えを町独自には全く今までどおり考えないのか、その3つだけお聞きかせいただければいいです。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員のご質問にお答えします。

G S Sセンターと公民館、使えないということはないですね。あくまで、例えばこの崖の問題も4年前に土砂災害特別警戒区域に、県のほうが令和2年に指定したということです。私どもが避難所にここを指定したのはずっと前のことです。これが比較的安定した地盤であるということも、私どもの調査の結果、把握しております。ですから、現実にこの崖を除去して、これからこういった懸念をなくするというを今目指しているわけですがけれども、その間も全く使えないということはありません。

もう一つ、公民館もそうです。これも過去何十年にもわたって避難所として使っているわけですがけれども、風水害のときにここが水に浸かったことはありません。ですから、そういう蓋然性があるところを引き続いて使うのかということについて、議員のご指摘には理解を私もいたしますけれども、現在使えないと、浸水が起こって使えないという事実はありませんので、そこはなお、私ども状況を見ながら、これは運用していきたいというふうに思っています。

公民館の建設その他については、ご存じのとおり建設検討委員会がその部分も含めて検討していただけることになると思います。

緊急防災減災事業債について、以前から議員は、役場が無能であるとおっしゃっていますがけれども、全くそんなことはありません。私どもは十分にこの起債の仕方について研究して、様々にもう既に使っております。年度当初予算で私どもが計上しましたドローンによる危険周知のあのプランも、この防災減災対策債を起債して行うものです。ですから、私どもとしては、できる限りこれは使用していきたいと考えておりますし、過去にも使用しているということです。どうぞご懸念いただかなくて結構です。

さて、それから海岸浸食対策についてでありますけれども、これについてはやはり客観的な根拠が必要です。議員のご提案について、私は県のほうへ提案して申し上げたことがあり

ます。議員もご存じだと思います。そういうことを実践している人がいて、どうですか、それをご検討なさってはいかがですかと私は申し上げました。あとは県が事業主体ですから、それをどう捉えていただくかは県にお任せしているということです。

私としては、このもし十分な客観的根拠をもって幅広い議論の中で肯定される方法であれば、当然県は前向きに検討して採用することになると思います。そこに至っていないのがどういうふうな経緯なのか、私は存じませんが、私としては特に意図的に無視するとか、そういうこともしておりませんし、それは議員もご存じのところだと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再々質問させていただきます。

まず、使えないわけじゃないと、昔から使ってきて、使っているじゃないか、そういう言い方をされますが、もう今は時代が変わって、雨の降り方とかそういうものが、全然次元の違う雨の降り方をしている、条件が変わっているんですね。だから、こういう条件が変わっているにもかかわらず、昔ながらの考えで防災に対応するというこの行動そのものが問題だと思います、私は。もうかなり時間100ミリという、そういう想定をしなければいけない時代になっていて、まだ時間50ミリ未満の話を、今、町長はそういう話をしているような状況です。したがって、これはもう論外でございますので、非常に問題だと思います。

これ、防災を担当する方の態度として、これは非常に大きな問題。だから私はこういうことを言わせてもらっている。

それから、いろんなこういう公共建築に関して、隣の長生村とかあるいは長柄町なんかは工夫してちゃんと補助金あるいは交付金を、交付税を使って、町民の負担を少なくするようなそういう政策をやっています。だから十分にそういうものを検討して、こういう条件なら使える、こういう条件なら使えない、そういうものをきちんと把握して、それを説明しなければ、それは行政としていかななものかというのが私の言い分ですよ。だから、以上の2点を再度質問します。

あともう一つ、サーファーが命を失ったときに、町は全く責任ないか。これは裁判になった場合どうなるか分かりませんよ。

以上3点です。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 昨年も時間雨量100ミリ降りました。ご存じですか。私どもの公民館は浸水もいたしませんでした。

この100ミリの雨量に対して、もちろん対応していかなきやいけません。一朝一夕に全てが、文句を言えばできるわけじゃないんです。私どもが公共施設の改修計画を皆さんに示したとおり、一步一步しか進めないんですよ。これまで一宮町が、明治のときに一宮町になってから100年以上の歴史がある。その中で、徐々に徐々に変化してきているわけです。

議員がおっしゃるとおり、私どもはそういうことに対する対応を精いっぱいしていますし、これからもしていくつもりです。ただ、議員がおっしゃるとおり、目覚めたらいきなり全部新しくなっているということはありません。ですから一步一步しか進まないということです。その重要性は私どもよく考えていますし、議員にもご理解いただきたい。そんなに間抜けな、無責任な人間ではありません。よろしいですか。

それから、2つ目は防災減災対策債、事業債、ほかですね。当然です。何で自主財源をたくさん使って建てたいんですか。そんな人がどこにいますか。私どもは精いっぱい考えてやっているんです。議員からご提案いただいたこともきちんと一つ一つ検討していますよ。だけれども、そう簡単でないから、私どもこういうふうな結果を皆様にご報告差し上げざるを得ないんじゃないですか。何で議員が、調べたらすぐ分かるとおっしゃって、私どもが一生懸命調べて、100人を超す職員が調べて、誰も分からない。そんなことあるはずないでしょう。ですから、お互いに協力して、事実を共有して進みましょう。

私は職員の諸君から、議員に十分、この起債の件、補助金の件についてもご説明申し上げたけれども、一向にご理解いただけないという報告を受けています。議員も少し胸襟を開いて、認識を共有していただだけませんか。それをぜひお願いしたい。

それからサーファーの問題ですけれども、サーフィンの方について、もちろん私ども町が応分の責任を負う可能性というのは、案件によってはあり得ると思います。しかし今、海岸浸食そのものによって、何らかの、急に深くなっていることで事故が起きた、そういうことについて町が責任を取れるということは、全くあり得ません。ですから私どもは、例えば避難の経路、避難所の位置、そういうようなことは町の責任としてご来訪なさった方にはきちんとお知らせする、そういう努力もしていますし、危険の到来をお知らせする、そういう手

だてもドローンという形で提案させていただいたわけです。

ですから、町の応分の責任は十分、議員のおっしゃるとおり負っていくつもりですけども、この海岸浸食そのものについては自然現象ですので、町の責任は問われないと考えます。以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 2番目、今に関連するので質問します。

公民館建設及びその他公共施設の進め方は、町民のために最善の努力は、町は空調が壊れ耐震老朽化で、公民館施設に問題が生じているので、急ぎ、改修と一部増築（木造）で令和5年10月25日に議員説明会を行いました。そのとき、改修増築の予算が9億円、新築だと13億円の提示がありました。多くの議員より、町民を交えた検討委員会で検討した後、施工すべきとの声があり、馬淵町長もゼロベースで検討してから実施するとの発言がありました。

そこで、進め方について次の点を伺います。

1番目、検討委員の募集の締切りが6月14日、7月から活動するように議員説明会から約9か月遅れのことである。これで急いでいるんですか。また、検討期間が7月から12月で6か月となっていて、十分これで検討できるのか。

それから2番目、一般公募委員の人数が6名となっています。この人数で町民の声を十分聞くだけの人数なのか。

次、私の提言した緊急防災減災事業債は地方交付税措置ですので、町民の財政負担を軽くすることができる。その採用はどうなっているのか。町の計画では、予算の関係から給食室その他の公共施設の改修、新築事業は10年後となっているが、もっと早く実施する検討は行っているか。

以上について回答を求めます。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、大橋議員の公民館整備事業に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の検討委員会の開催が議員説明会から9か月経過しており、遅いのではないかなというようなご質問です。

検討委員会につきましては、議員説明会での皆様のご意見を受け、町の方針を変更し、検討委員会を設置することにしたところですが、その後スケジュールの見直し、設立に向けた手順や住民参加の手法などについて、整理、検討いたしました。

事務を所管する教育課といたしまして、まず教育委員や社会教育委員への説明を行いました。そして、検討委員会設置要綱策定などの手順を踏んだ上で、委員選任に要する期間を考慮し、第1回目の検討委員会を7月としたところでございます。

また、検討期間が6か月では短いのではとのご指摘ですが、年度内に基本計画を策定できるよう最大限の努力をしております。

次に、2点目の公募委員の人数が6名で十分なのかとのご質問ですが、町がこれまでに設置した委員会などの公募委員はおおむね2、3名であり、それと比較しても多くの人数を割り当てております。また、公民館建設検討委員の全体人数が21名、そのうち6名を公募委員としておりますので、人数の割合からしても十分であると考えております。

次に、3点目の緊急防災減災事業債の採用についてでございます。

現時点で公民館をどのように整備するのか、またどのような機能を持たせるのか決まっておりませんので、今のところ緊急防災減災事業債を活用できるかは分かりません。今後、整備方針が見えてきた段階でどの起債が活用できるのか検討してまいります。

次に、4点目の他の公共施設の改修、新築を前倒しで実施することを検討しているかのご質問です。

これは町の財政状況が関わってきますので、教育委員会で事業の前倒しを前提とした検討は行っておりませんが、先日の議員全体会議でご説明したとおり、町全体の公共施設改修に伴う財政計画は見直しを行ったところです。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問。

まず、既に建設基本計画策定業務の委託入札が終わっているのが、ある新聞で報道されておりました。こういうふうには、こういう事業が簡単に、こういうふうにはできるのであれば、委員の公募なども簡単にできるんじゃないかなと、そういう思いがあります。そして、ゼロベースということを町長は言っていますので、ここの予算が10億とかそういうものだと、これ

ゼロベースじゃないんですよ。だから、そういう面からしても、この進め方はちょっとおかしいということを私は言いたい。

あと、この一般の方々の数で、6名の数で、果たして本当に町民の意思が伝わるのかなという、そういう疑問がありましたので、こういう質問をしました。それで、答えの中で、年度内に基本計画を策定できるよう最大限の努力をしますというふうにお答えしているんですが、別にこの期限をここでする必要がないんじゃないですかね。私は、これは別にゼロベースだったら、十分な検討をしたらこれをオーバーしちゃっても別に何の問題もない、そういうことを申し上げたい。

ちなみに、各市町村の努力の調査をしましたところ、長生村では交流センターという名前に公民館を変えました。そして、これは都市再生整備計画という事業計画に基づいて補助金申請して、交付金で還元、40%の交付率をもらっています。それから長柄公民館、これは公共施設等適正管理推進事業債というものを使って、学童クラブと集約して、起債の45%が交付税で還元される、こういうものを使っています。

したがって、一宮町もこういう努力をしたら、まして期間も急いでいるようなこういう検討委員会に対しては、こういう補助金あるいはこういう交付税がありますよと、そういう資料を提供するのは当たり前。しかし、今までの説明会でこういうものが一切出てこない。そして私がこういう質問をすると非常に憤慨をしているが、私はこういうものを提示できないこと自体恥ずかしいと思います。非常に問題だと思います。その辺をお答えして。

あと、関心ある町民が結構いるので、傍聴席を設けてほしいと、そういう声が聞こえますので、傍聴席何人ぐらい予定しているか。それと公募委員の名簿はいつ頃、どんな形で決めたのか、それから何人応募があったのか、その説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 一つ、補助金の件についてお答えします。

長柄町の適正化のやつは、学童保育、すぐ横に小学校があるんですね。ご存じですか。ですから、すぐ学童保育に歩いてこられるんですよ。一宮小学校からここまで歩いてくるのかどうかという話なんですよ。そういうことが、それから、長生村の交流センターは、八積駅の再開発であそこの周り全体をコンパクトタウンの中心にするという、そういうことがあるから社会資本整備が使えるんですよ。一宮はそういう文脈がないんです。

ですから、議員は、これを持ってこいと言ったって持ってきようがないということですよ。そんなことは、先刻、我々は調べています。今初めて私だけが知っているみたいにおっしゃっているけれども、全然事実と反していますから、よくそこら辺は議員の認識を改めていただきたい。

私どもも十二分に様々な補助金や起債の方途を探っています。もちろんそれは私どもから委員会へ幾らでも提供します。よろしいですか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

（「まだ答えていない。傍聴席何名、それと公募委員を、何人応募があって、誰が……」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず検討委員会、傍聴は何人かということですね。これは、まだ検討委員会を開催しておりませんので、検討委員会の中でどのような形にするか検討していく予定です。

公募委員、何名応募があったかということですかね、ちょっと手元に何名かという資料がないのであれなんですけれども、18歳から39歳までの枠が、ここが埋まっておりません。ほかのところは、ほかの枠は全て埋まっております。という状況でございます。

それと、6人で町民の意思が反映されるのかというようなご質問もあったかと思えますけれども、先ほど申し上げたように、6名で十分であるというふうに考えてはおります。さらに、町民参加の方法といたしまして、この公募委員のほかに住民対話集会、それと各団体のグループインタビュー、これらも実施する予定ですので、そちらのほうで十分民意は反映できると考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 非常に町長は激怒なさってしまして、私はこういうふうに町がいろいろ検討すると、こういうものが見つかりますよと、そういうことを申し上げたい。

それで、この公民館に関しては、公民館という名前を飛ばしても別に構わないんじゃないかと、私は。要するに長生村みたいな、名前を変えることによってこの事業債が使えるとい

うこともあり得るので、そういう条件も、これを調べて検討委員会のほうに、こういう条件ですとこういうものが使えますよと、そういう資料を町として提供するのが当たり前、この情報は町にしか来ていないんですよ。たまたま私があるところから情報を得て、それを調べていって県のほうに確認したらいろんな情報が出ました。

したがいまして、町が情報を最初にもらっているはずですから、そういうものを提起して検討委員会がスムーズに運営できる、10億円というそのリミットを決めちゃったら、それはゼロベースじゃないから、じゃ、その10億円をどうしても譲れないなら、それに見合った財政の負担をどうするかというのを、検討委員会のほうでしなきゃいけないから、そういうものを全部提供しなきゃいけない。だから町がそういうものを努力して提供してくださいよということを私は言っているんです。

だから、これをそのまま使えよと、私は決して言った覚えがない。こういうものを見つくとありますよと、だから町も努力してこういうものを見つけて、町民の負担を軽くしてくださいよというのが私の言い分なんですよ。ちょっと理解の仕方が違うみたいですので、あえてここで言わせてもらいますよ。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ですから、努力をしているし、まだ委員会が始まっていないんですから、そういう資料も差し上げますよ、当然。ご心配いただくなくて大丈夫ですよ。

それからもう一つ申し上げますけれども、役場の内部で検討するときに、公民館じゃなくても十分その機能を果たせる、そういった形にしようということも十分検討しました。議員がお考えのことについては、私どもも大勢いますから、全部考えています。その上で私どもは選択して、皆様に提示申し上げている。そんなに暗愚でも愚鈍でもありません。怠慢でも無責任でもありません。お考えをお改めください。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 3番目、防災マップの見直しを。

一宮川に津波は遡上しないのか。

4月に配布された防災マップ、津波防災マップは一宮川の遡上が記載されていないと町民より注意の声があった。前回のマップは津波が遡上した赤色に色別されていた。なぜ新しいマップは色別されなかったのか。見直し、改訂が必要と思うが、伺う。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 大橋議員のご質問にお答えいたします。

今回の津波ハザードマップでは、ご指摘のとおり一宮川に着色がなされておりました。このハザードマップは千葉県からの情報を基に作成しており、確認をいたしましたところ、マップの見やすさを優先した結果だということでした。しかしながら、津波は一宮川を遡上し浸水をもたらします。色分けをすれば一宮川の両岸の陸地の色になります。

今回のマップでは訂正できませんけれども、今回は是正いたします。また、このことは広報し、町民の皆様への周知を行いたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 確認で、今の答弁ですと、訂正は今回できないので、広報にその周知を行うと、次回のものについては訂正しますということによろしいですか。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでよろしいです。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。

大きく2つ質問がございますので1つずつ質問をさせていただきます。

まず1問目ですけれども、バイクによる騒音問題についてお伺いをいたします。

バイクの暴走行為による騒音が目立っております。特に夜間、騒音がひどく、町民の方の睡眠妨害の原因になることはもちろんですけれども、子供たちなどに恐怖心を与えるなど、

当町の品格を著しく損なうものであります。

昨年12月に制定されました一宮町迷惑防止条例の第8条、周辺的生活環境を損なう騒音、振動または悪臭への配慮及び第9条、静寂の保持に明らかに違反していると思われま

す。町として早急な対策が必要と考えておりますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

バイクによる暴走行為と騒音であります。本件は道路交通法等により懲役刑や罰金刑をもって規制されているほか、点数制度による行政処分の対象ともなっており、警察による取締り対象とされております。こうした中、バイクの暴走行為等について、町の迷惑防止条例に違反する行為であり、早急な対策が必要ではないかのご質問でございます。

町といたしましては、本件も迷惑防止条例の規制対象に含まれ得ると考えます。しかしながら、本件の発生は夜間に多く、移動性が極めて高いため、その対策は即時的対応が可能な点や、取締りの実効性の観点から、道路交通法等に基づく警察の取締りが最適ではないかと考えるところで

す。つきましては、本町を管轄する茂原警察署におきましても、各種法令を駆使し、取締りを実施していくとのことでありましたので、町といたしましても茂原警察署との連携をさらに強化し、適宜取締りの強化を求めてまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

道路交通法などに基づく警察の取締りが適切であり、茂原警察署との連携をさらに強化し、適宜取締りの強化を求めていくということですが、現在までの状況を鑑みますと、取締りの効果には、私個人的には疑問が残るところであります。

暴走行為を行う時間帯やルートというのは、ある程度推測ができます。私も大体こういうルートでこういう時間だなどというのは経験上分かっておりますので、そういった時間帯やルートなどを、警察や、あとは一宮町だけじゃなくて周辺自治体からも来ていると思われま

ので、周辺自治体とも連携して調査をし、予防的な対策を講じることも検討すべきだというふうを考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、宇佐美議員より、予防的な対策も検討が必要ではないのかとの再質問をいただきました。議員のご指摘を踏まえまして、まずは茂原警察署と協議をいたしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

次の質問をお願いします。

○2番（宇佐美信幸君） 続いて、町のホームページのトップ画面についてお伺いいたします。

一宮町のホームページ、トップ画面ですけれども、私個人的な意見として、非常に文字数が多いというふうに感じます。また、ほぼ全ての情報とかバナーが同一のサイズになっていて、同一に羅列されていることで、視認性に課題があるというふうに思います。私個人としても、取得したい情報にすぐたどり着けなかったことが何度もあります。

そういったことで、多くアクセスがあるページ、その部分を、トップページでは大きく目立たせて、取得したい情報に即座にアクセスできるようにすることが必要だと思います。また、例えばアクセス解析を行うことで、アクセス数の多いページへのリンクを目立たせるなどといった、そういった改善が必要だというふうに考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、宇佐美議員のホームページのトップ画面についてのご質問についてお答えします。

町では、これまでホームページは、内外への情報発信の有効的な方法として活用してまいりました。このホームページは、本町の魅力や情報を発信するための手段として開設しております。開設に当たっては、閲覧する方が情報をいち早く確認したい内容について提供でき

るよう作成をしております。現在まで、緊急性のある内容については、その都度トップ画面を修正しているところでございます。

宇佐美議員のご質問の中にありましたアクセス数の解析ですが、当町では、ホームページのアクセス数については確認することができるのですが、各ページ部分等の細部に関するアクセス数の解析ができないことから、ご指摘をいただきましたホームページのトップ画面の視認性の課題については、他の自治体や事業者のホームページを参考に、改めて、皆様が見やすいホームページの修正等を考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

各ページのアクセス数解析ができないということですが、外部サービスですね、具体的な名前を言いますと、グーグルアナリティクスというサービスがあります。これは、詳細な各ページのアクセス解析ができます。このサービスは基本的に無料で提供されていますし、現在では広く大企業も含めて、いろんな企業が使っている一般的なものですので、町としてもこちら導入をしてみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは宇佐美議員の再質問にお答えします。

早速ご提案いただきましたインターネットサービスを導入し、ホームページ内のアクセス状況を確認し、ホームページのトップ画面を含めた改善等への有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。会議再開は午後1時の予定です。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私のほうから2問ほど質問がございます。1問ずつ切らせてやらせてください。

○議長（鶴沢清永君） はい。

○9番（袴田 忍君） お願いいたします。

それでは、まず1問目でございますが、学童保育の支援体制ということで、今日の朝、民間の委託業者への書類も頂きました。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

共働きやひとり家庭の増加で、学童保育への入所希望者が増加しているのが今の現状です。この7月から学童保育の支援体制が民間の組織に委託されました。知識、支援力のある人材会社がこれに当たるということですが、実際には直接触れる子供たちにも影響があると考えます。

そこで以下のことについて伺います。

1つ、町から民間に委託され、保育内容に変化があるのか。

2点目、支援者の人材は十分に確保されているのか。

3つ目、学校校舎を使っただけの学童保育事業ではありますが、生活の場、遊び場について問題は無いのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 1番目の町から民間に委託され、保育内容に変化があるかのご質問についてお答えします。

保育内容については、特に変更はありませんが、各施設に施設責任者を配置し、現場の課

題を抽出します。町との情報共有を担う役割として、統括管理責任者についても専任、配置することにより、緊急の際は迅速に対応します。

支援員等の育成では、委託業者の内部、外部講師による定期的な研修を行い、継続的な人材育成を実施し、特別な配慮が必要な児童への支援は保護者面談を実施するなど、児童の状態を把握して可能な限り受入れに努めます。

また、既に同業者と契約している多くの団体では、企業としての特色を生かした体験教室やクレームをしっかりと受入れするなど、契約に違反はなく良好とのことですので、町としては児童や支援員に対しても今まで以上の対応を期待しています。

2番目の支援者の人材は十分に確保されるのかのご質問についてお答えします。

現職員の継続雇用を最優先とし、大半の方は継続する見込みです。また、支援員や補助員の急な病気などの欠員対応につきましては、一宮町まで60分以内に応援に駆けつけられる職員が約100名在籍しているため、欠員の迅速な対応が可能です。

3番目の学校校舎の使用で生活の場、遊び場について問題はないかのご質問についてお答えします。

学校の教室を使用しているため、移動時の交通事故など心配なく学童保育を利用できます。遊び場としては、使用可能な日は運動場や体育館を遊びの場として使用しています。室内外でのプレーアドバイザーによる遊びや体験教室などの事例があり、当町でも期待をしています。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

○9番（袴田 忍君） 再質問ではございません。

まだ7月になっておりませんので、民間会社のこの学童保育は始まっておりません。ですので、まだ町の機関がこれを維持しているわけがございますので、再質問ではなく、今度新しくなるための要望をちょっと出させていたきたいと私は思っておりますので、よろしいでしょうか。

これは私からの要望なんですけど、保育内容は、町から民間委託となって、保育内容も今までと異なることもあると考えられます。学童保育が一部子供たちの生活の場であること。子供の人権を尊重し、守られ、有意義な場所で提供するところになってほしいと考えます。そこを利用する子供たちは、自己主張の多い子、協調性に難を持つ子など、それぞれ個性も違

う子供たちも中にはおります。それを担当する職員さんは大変だと私は考えております。

私は、保育内容の十分な支援計画書を委託業者から頂くことが必要ではないかと考えております。年間の支援計画表、長期休みに入る夏季休暇時のプログラム等検討したものを頂いても、可能ではないでしょうか。子供たちの安全を考え、支援計画書を町担当課が把握することが必要と私は考えております。

2点目、生活の場、遊び場の問題ですが、今、学校を利用して不自由はないのでしょうか。学童保育には、毎日の生活の場としての専門施設が足りているのでしょうか。自由に遊べる場所が提供されているのでしょうか。委託業者が考えることですが、これからは夏に向かいます。例えば野外で遊んでいて汗をかいた後、シャワーを浴びたい、涼しい部屋に移動したい、そのような場所の確保、必要に応じて個人で選べる場所も必要ではないでしょうか。

法律で定められている、今年4月に法律でできております合理的配慮、そういったものを考えの中で支援をお願いするような要望をしたいと思えます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○9番（袴田 忍君） では、要望が終わりましたので、2問目に行かせていただきます。

介護保険料改定による町のサービス状況という形で問題をつくらせていただきました。

今年度、3年に一度の介護保険料が改定されました。県内はサービス利用増に伴い、介護保険料が上昇する中で、我が町は保険料が基本基準、前年より3%引き下げられました。広域郡内では最も低い状態にあります。

引下げは、身近な運動や人との交流の推進など、健康維持に努めることでの予防介護の効果が出ていることが一つの要因とされています。

そこで伺います。

1点目、町は抑制に向け、どのような取組をしているのか。

2つ目、介護は支援を受ける人それぞれサービスの種類の違いはあると思いますが、町は支援対策として介護サービスをどのようなところに重点を置いていますか。

3点目、介護サービス、これは在宅介護を含めてでございますが、家庭の不満、苦情などは寄せられているのでしょうか。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） 袴田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の保険料や保険給付費の抑制に向けた介護保険事業の取組については、町では65歳以上の高齢者を対象に、平成19年度から、けんこう運動教室を保健センターや東浪見コミュニティセンターで定期的で開催しているほか、介護予防推進員が地区の集会所等に出向き、出張介護予防教室や認知症予防教室などの介護予防事業を精力的に行っております。教室に参加されている方々からも大変好評をいただいております。町では高齢化率は増加傾向にありますが、こうした長年の取組により介護認定率の増加が抑えられており、それに伴い保険給付費も抑制が図られております。

今後可能な限り、要介護状態にならないよう、介護予防事業の拡充を図り、健康寿命の延伸につながるよう一層努めてまいります。

2点目の町介護サービスの重点については、介護認定の相談に来庁された方への窓口での適切な対応と、可能な限り要介護状態にならない支援に重点を置いております。

窓口では、介護認定申請の相談の際、一律に介護認定としてお受けするのではなく、保健師などの専門職員が担当者の状態を丁寧に伺い、状況に応じて介護予防教室などのご案内をするなど、ご本人の実情に即した対応をしております。

3点目の町における介護サービスに関するご意見等の受付窓口は、福祉健康課の介護保険係が担当しており、ご家族などからの相談については担当職員がお一人お一人に寄り添った丁寧な対応をしているほか、必要に応じてケアマネジャーや介護サービス事業所との連携を密に図りながら対応しているため、今のところご利用者やご家族からご意見等はいただけない状況です。

しかしながら、今後も高齢化の進行に伴い、介護が必要な高齢者が増加していくことが見込まれることから、来庁できない方には、こちらから出向いてお話を伺うなど、これからもあらゆる機会を捉え、よりきめ細やかな相談対応に努めるとともに、関係機関との連携をさらに強化し、ご意見やご相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問ではございません。要望でお願いいたします。

介護保険を支払っている方、それからやはり高齢者の方は、介護保険っていつまで払うの、何でこんなに高いのといういろんな疑問を投げかけられることがあります。

そこで、私は、これは要望でございます。

今、介護保険料、我が町は基礎の部分が引き下げられましたが、支払いの義務はどこにあるのか、やはり、皆さんが知り得ない部分があるということです。保険料引下げの要因である町の取組やサービス利用の減があることを多くの町民が知ってもらうことが、私は重要であると思います。広報活動にも力を入れていただきたいということ。

それと、健康寿命を伸ばすことに真剣に取り組んでいる民生委員さんをはじめ、それらを取り組んでいるボランティア団体の皆さんの意見交換の場、学習の場、支援の輪を築いていただきたいと思います。そして、引き続き地域の介護予防事業の推進をお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

質問通告に出してある、大きく2点になってはいますが、1点目の①、②が、担当課が違いますので、それぞれ区切らせてやらせてもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） はい、どうぞ。

○12番（焔場博敏君） じゃ、やらせていただきます。

5月の町長選が終わって、馬淵町政3期目となり、最初の議会となります。選挙結果は、私たちに様々な民意を与えてくれたと思います。そこで、3期目の町長として選挙結果から受けた幾つかの点について政治姿勢を伺うものであります。

選挙結果は、投票率を前回より12.42%下回り、56.38%として戦われました。馬淵昌也現町長は当選3,102票、54%。志田延子氏、866票、15%、鶴岡巖氏、1,679票、29%の得票でした。

今回の選挙は、新聞の折り込みチラシがたくさん発行された中で、これが特徴でありまし

た。私が手にしたチラシでは、まぶち昌也後援会だよりも4月3日付のナンバー25から30まで、4月6日付の号外、それから選挙中の証紙ビラ、さらに選挙公報、こういったことが判断材料になりました。志田さんは証紙ビラ1枚と選挙公報、鶴岡さんは鶴岡いわお後援会ニュース1号から6号、号外が1枚、選挙中の証紙ビラ1枚と選挙公報、それにはがきが届きましたので、これが判断材料になりました。現職、挑戦者それぞれ主張がよく分かった、こういうふうに思います。また、4月27日に行われました茂原青年会議所主催の政策討論会でも、非常にこれはよい企画だったというふうに思います。

今回、2点について町長の政治姿勢を伺いたいと思います。

その第1点目は、学校給食無償化の取組についてであります。

選挙の挑戦者の2名は、学校給食完全無償化を求めておりました。町長は、後援会だよりの26号で「町も今後、給食費完全無償化に向けて速やかに進んでいきたいと考えておりますが、大規模な予算を必要とするので、まずは県や国に向けて実施の要望をしまいたします。国レベルでも、完全無償化の可能性が議論されていますので、各種回路で早期実施に向けて運動していきます」、こう書かれておりました。町民の投票行動を見ても、44%が完全無償化を求めています。町議会も国に対する要望事項で、完全無償化の財源措置を取るよう求めました。

文科省も、6月12日の小中学校の学校給食に関する全国調査、この結果を公表しましたが、2023年度時点で予定を含めて全国775自治体、これは全体の43%に当たりますが、何らかの形で給食の無償化を実施しております。また、547自治体、これは約30%ですが、これが小中学校生徒全員を対象に無償化を実施しております。県内54自治体、このうち14自治体、これは26%に当たりますが、そしてまた9月から新たに2つの自治体が増えて、これが完全無償化を実施する予定になっております。約30%に当たります。

町長の政治決断、強く求めますが、この辺での答弁をよろしく願いたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、浜場議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、これまでの議会でも答弁したとおり、子育て世帯への経済的負担軽減という意味では、非常に意義のある施策であると考えておりますが、町の財政状況を考えますと、直ちに完全無償化に踏み切るのは非常に困難であります。

そのような中、現在の町の取組といたしまして、県町村会を介して国・県に要望をしております。国に対しては、国主導で学校給食費の無償化を進めること、また県に対しては、県が行っている第3子以降学校給食費無償化事業の制度拡充という内容で要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 再質問をさせていただきます。

国レベルで完全無償化の議論が進んでいるとのことであれば、なおさら財政要望と同時並行的にかじを切るべきではないでしょうか。6月12日から始まった白子町の定例議会では、町長の行政報告の中で、学校給食の完全無償化実施を9月の補正予算で予算化する旨の報告がされたと聞いております。郡内6町村のうち3町が実施することになります。

当町の早急にやっていきたいという町長の考えの中で、期日、目標を明確にした取組が答弁できるかどうか、再度この辺を求めたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 時間的な目標ということでありまして、私といたしましては、できる限り早くということで、私の今回与えていただきました任期は4年でありまして、その中でできる限り早く実現したいというふうに考えております。

例えば、1つ、今、国のほうでも議論がということであります。実際、先ほど渡邊課長からも答弁申し上げたんですけれども、私どもも国や県のほうへも要望を出しておりますが、先般、市町村長と知事の懇談会の際にも、知事にも国へ向かってこの給食費の全面無償化の推進をぜひ千葉県知事として国に強く求めていただきたい、そのようなお願いも差し上げました。

私といたしましては、町が単独でやると、ご存じのとおり、以前に、概算でありますけれども5,000万円と、現在第3子以降無償化ということで県が半分出しているんですけれども、そうした分担になっていけば大分負担が軽くなってきます。ですので、まずはそれを求めたいと思います。

しかし、それが展望ができれば、前倒してあえて町が完全無償化に踏み切るということも、またあり得ることだと思います。ですので、何としても早く全国レベルでの、あるいは県の主導による完全無償化というふうなことで、それをまずは展望したい。それをにらみながら町の財政投入ということをしっかり考えたいというふうに思っています。

時間的に最終的なデッドラインとしては、私は4年という時間をいただいていますので、その間には必ず実現したいというふうに思って、職員の諸君にもそこは共有してもらっています。それをできる限り早くということでもあります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 要望になりますが、国も完全無償化の予算措置、これは相当検討してきていると思います。ましてや、全国的に地方自治体のほうで4割強がこういうふうに踏み切ってきている。本来、町長の言われるように、こういう教育環境の整備、国がスタートラインを取って全て平等にやってくれれば一番いいことでもありますけれども、郡内を見ても、今、半数の町村が踏み切ってしまうと。こういう中で、お友達も郡内にはやっぱりいると思いますので、まだ一宮町はやっていないのかと、そういうことも当然保護者の間には出ると思います。こういった点も考えながら国の動向も見て、それこそかじを切っていただきたい、このことを要望したいと思います。

2番目に移ります。2番目は、国保税の引下げの取組について伺います。

まぶち昌也後援会だよりのナンバー28、4月20日発行の号に介護保険料・国民健康保険税の引下げを報じた記述が載っております。介護保険料3期連続引下げ、この記事の後に、国民健康保険税は令和4年度、税率を下げました。こういうふうな記述になっております。全くそのとおりで、うそはついていない、非常にうまい書き方だなというふうに感心しました。

読者には、国保税も下げたありがたい町長と映るのではないのでしょうか。しかし、実際には令和4年度の決算資料を見ると、1世帯当たり保険税も1人当たり保険税も増えてきている。負担額は増えている。これが実態であります。

今年度の国保特別会計予算の審議の中で、討論でも指摘をしましたがけれども、令和4年度の所得割0.2%、税率が下がっている状況にあっても、国保加入世帯の平均所得の親子4人のモデル世帯と同じ構成の生活保護世帯の生活に係る、そして使える年間可処分金額、これを比較してみますと、生活保護世帯のほうが上回り、国保の平均世帯、このほうが使えるお金が少なくなってしまう、こういった逆転現象が実態であります。この実態を直視していな

ければならない、これが現実を見る見方ではないでしょうか。この改善が図られてこそ、生活実態に合わせた引下げだと言えると思います。この点での取り組む決意を伺いたいと思います。

もう一点、4月20日発行のまぶち昌也後援会だよりナンバー28号の2面に、「国保税の18歳までの減免拡大」の見出しで、令和6年度から国保税均等割の半額減免を18歳まで拡大します、こう載っておりました。これによりどのくらいの負担軽減が実現するのか、この点を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 畑場議員のご質問にお答えします。

国保の現状については、医療費水準が高いこと、所得に占める保険税の負担の割合が大きいという構造的な問題を抱えていることに加え、社会保険適用の拡大や後期高齢者への移行による被保険者の減、また、医療技術の高度化に伴う医療費の増加により、極めて厳しい財政状況にあります。

国保税の引下げの取組や国の法律に基づき、令和4年度からは未就学児にかかる均等割額が5割軽減され、令和5年度には出産される国民健康保険被保険者の産前産後期間相当分の国保税を免除する制度が開始されるなど、子育て世帯に対する軽減制度の一層の拡充がされているところであります。

そういった中で、町においても国保税の引下げの取組について検討した結果、今年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として、国の制度に基づいて行っている未就学児に係る軽減制度を拡充し、18歳以下の子供がいる世帯に対し、均等割額の5割を減免する町独自の制度を行っていきたいと考え、先般、規則の改正を行ったところであります。

なお、令和5年度被保険者数で試算した場合の影響額ですが、就学児から18歳以下の被保険者数は221人、1人当たりの均等割額は3万1,000円であり、さらに低所得者への軽減制度と重複する該当者もいるため、試算では300万円程度が減免になると見込んでいます。

町といたしましては、国民健康保険制度を持続可能なものとするためには、さらなる公費の拡充等が必要でありますので、これまでと同様に国に対し要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） ありがとうございます。

今年度より国保税18歳以下の均等割の5割減免について、これ条例ではなくて規則と要綱の運用で行ったということでありますけれども、法規上、これで問題はないのかどうか伺っておきたいと思います。

これまで税率を改変する場合、条例の改正が必要だったというふうに思っておりましたが、議会の意見は聞かずに町長の専決で済ませていいのか、この点でもう一度確認をしておきたいというふうに思います。

賦課徴収条例24条の規定を運用したものと聞いておりますが、この減免規定は、これまでは申請による減免、こういうふうに説明されておりました。今回は、そうではなくてよいのか確認をしておきたいと思います。

もう一点は、税率の減免の必要性は非常にいいことだというふうには思いますが、少なくともこれまで同様に国保運営協議会などに諮ってから決めるべきではなかったか、こういう問題が残ります。後援会だよりが発行された4月20日、ナンバー28号の発行は4月20日であります。国保運営協議会で審議されたのは5月24日です。選挙前で功を焦る気持ちは分かりますが、このようなやり方は住民不在、議会軽視につながるやり方ではないでしょうか。5割軽減でなく、免除の意見もあったかもしれません。公平なルールの上に進めるべきだというふうに思いますが、なぜ急いで決めたのか、どんな理由があったのか、納得のいく説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、再質問1点目についてお答えいたします。

条例ではなく規則改正により行う考え方については、今回の国保税の就学児から18歳以下に係る均等割の減免は、町独自の減免制度により行うもので、一宮町国民健康保険税賦課徴収条例第24条に規定している国民健康保険税の減免の規定の範囲を拡大して行うものでございます。この減免の対象となる者は、一宮町国民健康保険税減免取扱規則に減免の基準を定

め、さらに軽減の割合については一宮町国民健康保険税減免取扱要綱により割合を定め、改正を行っているものでございます。

国の法律に基づき軽減しているものは、条例に規定しておりますが、今回は町独自の減免制度を定め実施していくものでございますので、同規則に対象となる基準の内容を明確に規定し、規則を見たときに減免基準が一目で分かるようにしております。また、あわせて今回の減免は、申請によらず職権により行う改正を行ったものでございます。

なお、今回の減免制度については、令和8年度には国の制度改正によって軽減措置が行われていく予定でございますので、今後、地方税法等の改正により、規定が整理されることとなれば、国の準則に従って改正を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この均等割の減免の件についてでありますけれども、私としては、これからご存じのとおり、国保の県主体による一体的運営というところへ移行していくということが決まっているわけでありまして。その中で、一宮町の国民健康保険は、いろいろと厳しい面もありますけれども、全体としてはなお、財政調整基金も積みながら比較的順調に推移しています。その中で、できる限りこの統合までに組合員の皆様に、今までご協力いただいた果実、それをお返ししていきたい。そのように考えて、昨年度よりスタッフと一緒にこの減免を検討してきたということでありまして。

私といたしましては、この方針を住民課のスタッフと共有した上で、執行部の方針としてここで合意が取れましたので、私の後援会だよりも今後の方針として載せさせていただいたということでありまして。先ほどの大橋議員のご質問にありましたとおり、公約ということでお受け取りいただいて結構でございますが、そういう方向に進みたいという意思表示であります。

この件につきましては、私の被保険者の皆様に対する負担削減という形での還元ということ、このことについては、この5月の運営協議会以前にも複数回にわたって協議会の皆様にご案内を差し上げました。そして、この5月の協議会で正式にこの件を提案差し上げて、お認めいただいたということでありまして。

4月に私が出させていただいたのは、私どもの案が決まったということで、こういうことでお諮りをしたいという、そういった方針を示させていただいたものであります。最終的には、あくまで運営協議会での承認をいただき、また、今回のことについては規則で対応しま

すので、議会のご承認を直接いただくわけではないんですけれども、この運営協議会の皆様のご同意は必要であります。これはしっかりといただくことができました。

以上であります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 今の町長のご答弁で、後援会だよりの28号の内容、そういう執行部の方針でやりたいというふうに書いたんだということですけども、あれを読むと、そういうふうに決まったというふうに受け取れますね。そうすると、ちょうど選挙前の微妙な時期なんですよ。いいことだからいいんですが、ちょっとこれは、これからのことを考えれば、じゃ、どうして5割軽減で全額の100%の軽減にしなかったのかと、そういう議論や何かが出なかったのか。また、出す場所も、あの時点ではないにもかかわらず、ああいう書き方をしたのか。これは、ちょっと先走りじゃないかなというふうな気がするわけです。民主主義って非常に面倒くさいルールがありますので、やはり、ルールをきちっと守った上で事を進めるべきだというふうに思います。

減額のとくはいい、じゃ、もし増額しなきゃいけない、元に戻したいというときにも規則や運用でできるのか。そういうふうに勘ぐると、できるということであれば、ここでご都合主義でなくて、ここでもうそういうルールなんだよということを確認したいと思いますが、もう一度その辺はお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の見解としては、先ほど申し上げたとおり、私どもの内部で合意して、これからお諮りするということを記させていただいたのであります。

この規則によって値上げを行うかどうかということでありまして、この規則による軽減ということについては、私はこの軽減については、これはそれでも構わないと考えておりますけれども、値上げについてこういった執行部の内部だけで、もちろんこの運営協議会にご同意をいただくわけですけども、ということは全く考えておりません。それはあるべきではないと。やはり、それは議会にしっかりとお諮りをして、ご承認をいただいてから進めるべき案件であると、そのように考えております。その点をご懸念いただいたわけですが、私はそういう考えであります。

○議長（鶴沢清永君） はい。

○12番（塚場博敏君） もう再々質問までいっちゃったので要望にしますが、やはりこういう決定は仮に規則、要綱の変更であっても、運営協議会で執行部はこういうふうを考えているんだけれどもどうかということを手後承認でなくて、やはりそこで審議して、ああ、いいよということで同意して進めるのが本筋だと思います。じゃないと、運営協議会というのは何なんだということになります。執行部の全部手後承認でいいのかということになりますから、この辺は、これからの運営で気をつけていただきたいと思います。

次へ移ります。

最後の農業問題について伺います。

農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。肥料、飼料、燃油、電気などの生産資材は高止まりしたままであります。加えて、暖冬によるものか、稲作農家は、今年はジャンボタニシの食害が例年より多くて非常に困っております。防除のための水田管理や防除対策助成がこれまで取り組まれてきましたが、継続性がなく、いまだに有効策となっていない現状です。それぞれの対策継続を求めたいと思いますけれども、この点での見解を伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

それこそ農業を取り巻く環境でございますが、担い手の減少や高齢化などに加え、昨今のこの肥料価格の高騰などにより一層厳しさを増している状況でございます。

農業の物価高騰への影響については、国の農業物価統計調査によりますと、令和2年4月と今年の令和6年4月を比較した場合、肥料は1.34倍、飼料は1.39倍、光熱動力は1.29倍と高騰しております。一方で、農産物の価格はほぼ横ばいにとどまっており、農家の経営環境は厳しいものとなっております。このため、国・県では、これまで物価高騰等の緩和対策といたしまして、各種施策を打ち出し、高騰分の一部補助などを実施してきたところでございます。町でも、持続可能な農業経営を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等総合緊急対策支援金などにより支援をしてまいりました。さらには、今年度より農業生産性の向上及び効率化などに取り組み、経営発展を図ろうとする地域農業の担い手に対しまして、町独自の補助金を交付し、農業者の経営継続ができるよう支援を行っております。

しかしながら、今後も生産資材などの価格高騰により、厳しい経営状況が続くことが予想されるため、引き続き、国・県の対策を迅速に活用できるよう支援をするとともに、農業者が安定した経営を継続できるよう、効果的な支援事業等について国・県に働きかけてまいりたいと思います。

続いて、次に水田農業の被害で、近年、当町においても多数の被害が確認されておりますジャンボタニシの防除対策事業についてでございますが、これまでジャンボタニシによる被害を防ぐため、県の補助事業のジャンボタニシ緊急防除対策事業を活用しまして、水田の取込口への侵入防止のネットの設置や、田植え後の浅水管理や薬剤散布、冬場の耕うんや水路の泥上げなど、地域が一体となり被害軽減を目指す取組を実施してまいりました。

また、昨年より県補助事業のジャンボタニシの防除対策事業を活用しまして、農薬に頼らない効果的な防除対策として有効な浅水管理やトラップ設置による駆除の実施、さらには各生産者による冬季の代かきやレーザーレベラーによります均平作業などを行い、被害防止対策に取り組んでおります。

今後も、ジャンボタニシによる被害軽減に向け、生産者への情報提供を行っていくとともに、他の市町村とも連携し、支援策の継続や拡充等について国や県に要望してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） ありがとうございます。

再質はございませんが、要望として、この農業を取り巻く情勢、非常に厳しいものがあって、対策が後手後手になるとどんどん就農者が減ってしまう。これは対策だけでなく、みんなもう年齢が高くなってきているという条件もあるわけですから、その辺、現場主義に徹して、困っている問題等を身近に聞き取りながら、どんどん要望をしていっていただきたいというふうに思います。要望です。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 以上で舩場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

保育所・保育園こども園・学童の年度途中からの利用について伺います。

一宮町では、保育所・保育園・こども園・学童の利用については、前年度の秋に申込みと
していますが、移住者の多いことや子育て世帯の多様なニーズに即して、柔軟な対応が必要
ではと感じています。申込期間には利用を必要としなかった世帯でも、半年後には家庭状況
に変化があり、その後申込みをしたいと考えるケースもあると思います。

そこで以下の点について伺います。

①年度途中での保育所・保育園・こども園への入所及び保育と幼稚部間との変更希望に対
する対応について。

②年度途中での学童利用希望者への対応について。

③前年度に申込みをしなかったが、長期休暇時のみ学童利用希望者への対応について。

④近隣自治体での対応はどうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） では、藤井議員の質問について、最初は保育所・保育園・
こども園についてお答えします。

保育施設への入所一斉募集は例年11月頃に募集しておりますが、年度途中での入所は定員
に達するまで随時受け付けています。なお、現在、町内保育施設では待機児童はおりません。

幼稚部では、3歳児以上が入園できます。東浪見こども園では、年度途中の幼稚部と保育
部間移動が可能ですが、一宮どろんこ保育園では、どろんこ会での法人規程により、年度途
中の幼稚部と保育部間の移動はできないことになっています。

2番目、3番目の学童についてお答えします。

学童の一斉募集は、通年利用と長期休暇時の利用について、例年11月頃に実施しています。
それぞれ定員に達するまでは随時受け付けますが、定員に達した後は全て待機児童となりま
す。今年度は、昨年11月申込時点で既に定員を超えており、現在の待機児童数も数名存在し
ていますが、長期休暇時の施設の増設に伴い、また実人数を考慮して待機児童者がないう
改善に努めます。

4番目の近隣自治体での対応についてお答えします。

長生郡内市町村に学童の申込状況を確認しました。茂原市は一斉募集を前年12月に1次募集、1月に2次募集を受け付けており、長期休暇のみの利用者をそれぞれ夏休み、冬休み、春休みの約2か月前に申込受付しております。他町村は一宮町と同様に、前年の秋頃に一斉申込みを行っております。待機児童はゼロ人の町もありましたが、4市町村については定員を超えて待機児童が存在していました。共通の課題としては、支援員不足や施設不足などでした。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

学童保育について、さらに伺います。

現在の学童保育の利用者の中には、学童でなければならない方と、学童でなくてもよい方が混在していると思います。児童の放課後の居場所、過ごし方に学童以外の別の受皿があれば、保護者の就労状況によっては学童保育を利用しなくてもよいご家庭も多数出てくるのではと考えられます。

現在、小学校で実施している「学びません科」の拡充であったり、新たに放課後子どもプランの実施など、先生方の負担を増やさず、学校支援ボランティア等住民の皆様の協力を仰ぎながら、放課後の子供たちの健やかな成長を地域で見守り、育む仕組みをつくることを検討されてはどうか。長期休暇のみ利用したい世帯は、兄弟が在園している場合や卒園生に限るなどして、保育所・保育園・こども園への協力をお願いできないでしょうか。もしくは、もはや共働きがスタンダードとなった小学生子育て世帯の需要を、全て学童で受け入れる体制を整えていくというお考えでしょうか。

今後、学童の待機児童を出さないために、どのような対策を行っていくのか見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 再質問にお答えします。

現在、学童保育利用者は、増加傾向に伴い、利用児童や保護者ニーズの多様化などにより、支援員や施設の確保に苦慮している状況です。今後、学童施設の運営を民間に委託することにより、支援員の安定的確保が改善見込みであり、施設についても町公共施設の利用を検討いたします。それでも対応が難しいと判断される場合は、空き施設を利用するなど他自治体の状況も参考に、幅広く放課後児童の利用を模索してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁は終わりました。

再々質問はありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 再々質問いたします。

移住してこられた子育て世帯の中には、東京まで通勤されている方も多くいらっしゃいます。夫婦ともにフルタイム、核家族で血縁者の支援を常に得られないご家庭は、学童保育が午後6時30分まででは、仕事の継続は困難でしょう。かといって、子育て世帯が望む多様な子育て支援の数多くのメニューを全て実施できるほど、無尽蔵に財源があるわけではありません。

それではどうするか。自助・共助・公助、このバランスの見極めが大事だと思います。子育てを各家庭の自己責任に落とし込めるのではなく、全てを行政が担うのでもなく、それぞれが上手に分担し合う、それこそが一宮町のような小さな自治体が目指す子育て支援の在り方だと考えます。住民協働をうまく使う、私はそう感じておりますが、町長の見解はいかがでしょう。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再々質問にお答えを申し上げます。

今、藤井議員がおっしゃられたことに私は賛成であります。本来ではあれば、ボトムラインとして、例えば、今、就学前の皆様は保育所があります。また、公立の保育所もあります。そして、就学後は公立の小学校・中学校というのがあります。また、それぞれの状況に合わせてご選択いただく、私立の選択もあるという状況です。

義務教育の皆様の放課後の過ごし方については、そうしたまだスタンダードがありません。本当は公の力でこのスタンダードをご用意して、そしてその周りに様々な個別的なニーズに

合わせる、民間での事業展開というものが併せて存在するというのが最も望ましい形だと思います。

しかし、藤井議員のおっしゃるとおり、現在の日本の状況下でベーシックに必ずどなたもお迎えできるだけのしっかりとした学童保育の体制を整えるまでも、なかなか困難が伴います。そういう中では、今おっしゃっていただいたとおり、住民協働という形で実際住民の方々の様々なお力添えをいただきながら、混合的な形で分担しながらお子様方の放課後のケアを差し上げていくというのが最も現実的な選択であるというふうに考えます。

そういう中で、先ほど再質問の中でもご提案いただいた幾つかのアイデアについて、これからも引き続いて、その可能性を探っていききたいというふうに考えるところであります。そして、今おっしゃっていただいた住民協働の形を現実のものとしていききたいというふうに思います。そして、一宮では学齢期の子供さんが放課後の行き場にお困りにならない、そういった状況を結果として掲出したいというふうに思うところであります。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

会議再開後1時間を経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時15分。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第8、承認第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの1ページのほうをお願いいたします。

承認第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて。

一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり専決処分にしたので承認を求めらる。

令和6年6月18日提出。一宮町長、馬淵昌也。

こちらは、マイナンバーの利用範囲を拡大するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法の規定に基づき専決処分に付したので報告し、承認を求めらるものございます。

主な改正内容ですが、一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を令和5年改正法の改正に伴い、引用する条項の修正、それから特定個人番号利用事務等新たな用語の定義を規定するものございます。

次のページをお願いいたします。

附則ですが、この条例は、令和6年5月27日から施行するものございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、承認第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めらるることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第9、承認第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めらるることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田税務課長。

○税務課長（鎗田浩司君） 承認第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例についても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、改正の主な内容について条文に沿ってご説明をいたします。

改正文の1行目、第34条の7の改正は、公益信託制度の見直しに伴い、改正されました所得税法の規定に合わせまして、用語の整備などを行うものでございます。

次に、第51条、次のページの第71条、第139条の3の改正でございますが、こちらは、町民税及び固定資産税並びに特別土地保有税の減免に関する規定となりますが、大規模災害の被災などにより明らかに減免の対象である場合は、申請書などの提出がなくても職権で減免を行うことができるようにするものでございます。

次に、中段の附則第7条の5から11ページの附則第7条の8までの改正でございますが、国の施策といたしまして実施される個人町民税の特別税額控除に関する規定を新規に追加するものでございます。

こちらにつきましては、前年中の合計所得金額が1,805万円以下である納税者に対しまして、令和6年度分の個人住民税の所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につきまして1万円の減税を実施するものでございます。

続いて、減税の実施方法につきましては、所得の種類や徴収の方法によって異なりますが、一例といたしまして給与天引きの特別徴収では、この6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月に分割して毎月徴収していくこととなります。また、減税額が税額を上回り、定額減税し切れないと見込まれる方に対しましては、その差額を調整給付金として支給することになります。

なお、定額減税により生じた減収額については、全額国費、地方特例交付金により補填されることから、町の歳入に対する実質的な影響はございません。

次に、11ページ、中段の附則第8条の改正でございますが、肉用牛の売却による事業所得

に係る町民税の課税の特例の規定であります。特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読み替え規定の追加及び条の追加に伴う条文整理でございます。

次に、下段から次のページにかけての附則第10条の2の改正でございますが、再生可能エネルギー発電設備のうち、特定バイオマス発電設備について、固定資産税の軽減が図られるよう課税標準の特例率を7分の6に定めるとともに、引用している地方税法等の条項を整理するものでございます。

次に、12ページの中段、附則第10条の3の改正は、新築住宅等における固定資産税の減額措置の申請についての規定であります。認定長期優良住宅に該当するマンションについては、個々の所有者に代わり管理組合の管理者等が申請できる規定を新設するほか、条項を整理するものでございます。

次に、13ページの3行目、附則第11条から第13条までの改正でございますが、地方税法等の一部改正により、土地や家屋などの固定資産税の負担調整措置等の特例措置が延長されたことに伴い、現行の仕組みを令和8年度まで延長することのほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、下から5行目、附則第16条の3から、飛びまして15ページの附則第20条の3までの改正でございますが、配当所得等の分離課税などについての町民税の課税の特例に関する規定であります。こちらにつきましても、定額減税の新設に伴い、所要の改正を行うものでございまして、特別税額控除の所得割の額の対象とするため、読み替え規定を追加するものでございます。

その下の附則につきましては、各条文の施行日と経過措置についてを定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第2号 一宮町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承

認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第10、承認第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長(目良正巳君) 議案つづりの17ページをお願いいたします。

承認第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきましても一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容についてご説明をいたします。

今回の改正では、3つの賦課区分のうち後期高齢者支援金等課税分について、課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものでございます。

本文の1行目、第2条の課税額の規定のうち、第3項のただし書の後期高齢者支援金分は、現行22万円のところ24万円に引き上げるものでございます。

2行目、第21条の保険税の減額の規定につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額の現行29万円を29万5,000円に改め、同項第3号中は2割軽減、現行53万5,000円を54万5,000円に改めるものでございます。

なお、改定後の規定は、令和6年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、承認第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢清永君) 起立多数。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(鵜沢清永君) 日程第11、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづり19ページをお願いいたします。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度一宮町一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月18日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次の20ページをお願いいたします。

事業名で説明を申し上げます。

まず一番上、防災行政無線管理運営事業ですが、千葉県防災行政無線再整備工事に係るものでございます。こちらは、工事で使用する電源ケーブルの不足が生じたため、次年度へ繰り越すものでございます。

次の2つ、低所得世帯支援金給付事業ですが、1つが住民税均等割のみ課税世帯分の支援金、もう一つが、子ども加算分の支援金になります。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生給付金事業で、令和5年度中の給付が困難なため繰り越すものでございます。

住民基本台帳システム改修事業、戸籍情報システム改修事業ですが、こちらは国庫補助要

件で、令和5年度中に予算措置をし、事業は令和6年になりますため繰り越すものでございます。

次が高齢者支援等整備支援事業、こちらはグループホームハートライフ一宮の非常用発電設備の設置工事において、ケーブル不足により年度内完了が困難になったため繰り越すものでございます。

次は、予防接種事業の副本登録対応委託料です。こちらも年度内に事業が完了しなかったため繰り越すものでございます。

新型コロナワクチン接種事業につきましては、ワクチン接種は年度内に完了いたしました。が、事業の一部の完了が難しく、残務処理等を行うために繰り越すものでございます。

次に、市兵衛堀水路改修事業、こちらは事業に当たり地元住民に説明を行ったところ、要望がありまして、工事施工方法の再検討を行ったために、年度内に完了しなかったため繰り越すものでございます。

次に、公共下水道施設整備事業、雨水ポンプの長寿命化の工事でございます。こちらは、工事資材の調達に遅れが生じたために繰り越すものでございます。

次は、急傾斜地崩壊対策事業、GSSセンター裏山の地質調査測量設計委託料でございます。こちらは9月補正で計上いたしましたが、工期が足りないために繰り越すものでございます。

次に、土木災害復旧事業、細田堰のところの災害復旧工事です。国庫補助の交付決定が2月でしたので、完了が困難ということで、こちらも繰越ししてございます。

翌年度繰越額の総額は、2億1,208万円になります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの説明で、前に説明会のときにちょっと聞いたんですけども、市兵衛堀の件なんですけれども、これ事業が全部終わってなくて一部残っているの繰越しということでしたよね。

○議長（鵜沢清永君） 答弁願います。

都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、ただいまの市兵衛堀水路改修事業の件でございま

すが、契約はいたしました、その工事内容で地元説明会を行ったところ、いろいろ要望等出ておりますので、着手せずにそっくり繰り越しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 繰越額が984万なんです。金額全体が1,639万なんですけれども、そうすると繰越額はそのままスライドするんじゃなくて、何で……。

○議長（鶴沢清永君） 森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） お答えいたします。

業者との間に契約しております額は、ここに記載されております1,639万円でございます。契約約款に基づきまして、4割相当の前金払い可能ですので、それは支払済みということで、残った残金を繰越しております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（鶴沢清永君） 日程第12、報告第2号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案つづりの21ページをお願いいたします。

報告第2号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。

令和6年第1回定例会におきまして、工期延長の承認をいただきました建設改良費の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、次の22ページをお願いいたします。

令和5年度に着手いたしました原地区の農業集落排水処理施設の改良事業での機械電気設備製作工事でございますが、世界情勢の影響により半導体の需要逼迫が生じたことにより、年度内での事業完了が見込めないことから、事業費3億3,620万1,560円を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第13、議案第1号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづり23ページをお願いいたします。

議案第1号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月18日提出。一宮町長、馬淵昌也。

改正の理由と改正内容ですが、JR東日本千葉支社が令和6年3月16日に実施しましたダイヤ改正によりまして、JR上総一ノ宮駅を発着する特急「わかしお」を含む首都圏と房総方面を結ぶ各特急列車の自由席が廃止され、全車指定席となりました。

座席指定料金に係る当町の現行規定では、当該料金の支給対象となる旅行を片道200キロメートル以上としておりますが、今般の全車指定席化により、特急列車の使用の際は、当該料金の発生が必須となるため、当該支給対象距離を特急列車と同様の片道80キロメートル以上とする改正を行うものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第14、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） それでは、議案つづり24ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本条例は、少人数を対象に、きめ細やかで質の高い保育を提供する家庭的保育事業等の実施に当たっての運営基準を規定しております。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所、事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されることから、本条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日についてですが、本条例は公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第15、議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長(関 晴美君) それでは、議案つづりの25ページをご覧ください。

議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、県の補助事業を運用するため定めたものですが、今般、県の補助要綱に一部改正がありましたので、同様の改正をいたします。

現在、経過措置により、重度心身障害者については一定以上の所得がある場合でも高額となる治療費の負担軽減を図るため、本事業の対象として医療費を助成しております。この経過措置が引き続き3年間延長されることとなりましたので、附則第3項中の令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めるものでございます。

また、附則では、施行日を令和6年4月1日とし、遡及適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第16、議案第4号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長(森 常麿君) それでは、議案第4号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

議案つづりの26ページをご覧ください。

本案は、下水道ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場の関係でございます。

今年度実施いたします換気設備や電気設備などの更新工事について、公益財団法人千葉県下水道公社との間に4月19日付、建設工事委託に関する仮の協定を締結いたしました。これを本協定といたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、これらの更新工事は、既に設定しております債務負担行為に基づき、令和8年度までの3か年計画で効率よく確実に進めてまいります。

協定金額は、3年間の合計で7億2,834万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第17、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長(森 常麿君) それでは、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてご説明いたします。

議案つづりの27ページをご覧ください。

本案は、下水道ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場の関係でございます。

現在進めておりますポンプ長寿命化工事について協定期間を延長するため、公益財団法人千葉県下水道公社との間に5月20日付、建設工事委託に関する協定の一部を変更する仮の協定を締結いたしました。これを本協定といたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

協定期間の延長理由でございますが、昨年度からの繰越事業である当工事について、最終段階の試運転を実施したところ、冷却水ポンプなど関連設備に老朽化による能力の低下が確認されました。現在進めておりますポンプ長寿命化工事の効果を十分得るためにも、能力が低下した、これら関連設備の一体的更新が必要となりますので、この工事期間を踏まえ、協定期間を12月27日に変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 期間の延長ということなんですけれども、経費はかからないんですか。

○議長（鵜沢清永君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） お答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、協定金額に変更はございません。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第5号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第18、議案第6号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづり28ページをお願いいたします。

議案第6号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第1次）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月18日提出。一宮町長、馬淵昌也。

29ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億797万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,397万9,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明申し上げます。

38、39ページをお願いいたします。

まずは歳出です。

右39ページをお願いいたします。

上からまず、広報発行事業44万9,000円、印刷製本費で町勢要覧の増印1,200部の費用でございます。

1つ飛ばしまして、庁舎維持管理費160万4,000円、主なものといたしまして、工事請負費天井張替工事ですが、庁舎エントランス天井が劣化によりダウンライトがずれたり、自動ドアの開閉に支障が生じております。このため天井を張り替えるものでございます。

1つ飛ばして、集会所等改修費用補助事業です。集会所等補助金になります。金額は19万9,000円です。内宿集会所の雨どい、サッシの修繕への補助になります。

次に、コミュニティ助成事業440万円、コミュニティ助成事業助成金で17区の自主防災会のチェーンソー等購入への補助、あと一宮町区長会でテント等を購入いたしましたので、その補助金になります。

ここから下は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業になります。

1つ目、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業130万2,000円です。こちらは障害福祉サービス事業所に対する支援金になります。

続きまして、介護サービス事業所物価高騰対策支援事業290万4,000円、こちらも介護サービス事業所に対する支援金でございます。

保育所施設給食費等補助金給付事業351万1,000円、こちらは町内の私立保育所施設に対し、食材高騰相当分を助成するものでございます。

医療機関等物価高騰対策支援事業220万5,000円、こちらは医療機関等に対する物価高騰対

策支援金になります。

次に、プレミアム付き商品券事業1,597万3,000円、こちらも物価高騰により影響を受けた地域住民の消費の下支えを目的に、プレミアム率30%の商品券を発行しまして販売する事業でございます。

次に、40、41ページをお願いいたします。

上から2番目ですけれども、小中学校給食食材物価高騰対策事業です。1,013万円、こちらは学校給食を支援するものでございます。

次が、低所得世帯支援金給付事業2,760万1,000円、こちらは住民税非課税の低所得世帯への支援金になります。

定額減税補足給付金給付事業9,455万4,000円、こちらはデフレ脱却のための措置として定額減税が行われますが、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を調整給付として支給をいたします。

1つ飛んで、戸籍事務費117万7,000円です。戸籍情報システム改修委託料です。令和8年4月から運用開始予定である戸籍の振り仮名機能を部分的に改修を重ねていくものでございます。既に戸籍がある人の読み仮名の正誤を確認するための通知を打ち出す機能を追加いたします。

次に、42、43ページ、43ページのほうをお願いいたします。

上から2つ目、放課後児童健全育成事業166万円です。一宮学童のほうの当初想定していた利用人数がはるかに超える利用申込みがあるため増額、それから、東浪見のほうは、こちらも利用見込みの増加による開設日数の増加に伴う増額でございます。

次に、予防接種事業です。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種の委託料が主なものになります。国の試算では、1人1回1万5,300円のワクチン接種料がかかりますが、国が8,300円、町がそれにプラス3,000円を補助いたしまして、個人の負担を4,000円にするものでございます。65歳以上の方が対象となっております。

次に、農業振興事業です。

農業振興基本調査委託料109万4,000円です。国から令和6年度中の策定が求められている地域計画の業務を進めている中で、複数の農業経営者より持続可能な農業経営のためにも町全体の農業の将来像を関係各所で協議検討することが急務との意見がございました。この協議検討のための基本調査を地域計画策定と並行して進めることにより、地域計画の円滑な策定に加え、さらには農業関係者の連携を強化し、地域全体の包括的かつ持続的な農業振興の

方向性を定めるため、この基本調査を行うものでございます。

次、一番下、商工会活動支援事業、商店活性化事業補助金ですが、こちらは商品券の発行を当初町の事業で行う予定でしたが、地方創生事業臨時交付金を使うことになりましたので、全額減額するものでございます。

次、45ページをお願いいたします。

上から2つ目、釣ヶ崎海岸施設運営事業の修繕料107万8,000円です。こちらは、シャワーブースの扉が腐食してしまっていて、4か所のうち1か所が開閉不能で使用中止となっております。ほかのブースも同じときに施工してございますので、4か所一括で修理をすることにより安価に済むということで、4か所修繕をいたします。

一宮海岸広場維持管理事業です。こちらも修繕料ですが、こちらもトイレの扉が劣化で開閉に支障があるということで修繕を行います。42万2,000円の計上です。

次に、道路新設改良事業、こちらは1-7号線の改良工事です。こちらは、人件費、材料費の高騰に伴う増、また令和7年に橋の架け替え予定でして、その手前まで改良しておく必要があるため、そこまでの工事延長を伸ばすための増額でございます。800万円です。

国際化教育推進事業マイナスの42万3,000円です。こちらは、外国語指導助手が引っ越しをいたしましてアパート代が必要なくなったため減額するものが主なものでございます。

次に、学校支援事業です。特別支援教育支援員を1人増員するための計上で、142万2,000円の計上になります。

次に、東浪見小学校管理運営事業、工事請負費、校舎窓サッシ改修事業397万8,000円。こちらは、強風時にサッシの隙間から雨が入るため、サッシの交換を行って対策するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

学校管理運営事業239万3,000円、主なものといたしまして修繕料、こちらはキュービクルの扉を修理いたします。工事請負費、放送設備更新工事です。こちらは一宮中の非常放送設備の経年劣化による本体の更新とスピーカー1基の更新になります。

1つ飛ばしまして、公民館管理運営費、中央公民館建設検討委員報酬15万8,000円。こちらは、委員を12名から21名に増員したために増やすものでございます。

一番下、GSSセンター管理運営費20万7,000円、修繕料が主なものでして、屋根の雨漏り修繕、防水シートで穴を塞ぐ修繕を行うための計上でございます。

それでは、続きまして歳入についてご説明申し上げます。36、37ページをお願いいたしま

す。

歳入です。

14款分担金及び負担金、民生費負担金です。学童保育料の27万5,000円の増額、こちらは利用者の増による増額になります。

国庫支出金の総務費国庫補助金、住民基本台帳費補助金です。117万7,000円。社会保障・税番号制度システム整備補助金になります。

それから、総務管理費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました地方創生臨時交付金でありまして、各事業への補助金1億5,718万3,000円でございます。

土木費補助金の385万円につきましては、1－7号線の道路事業に対する交付金です。

教育費補助金41万6,000円、こちらはG I G Aスクール構想1人1台端末の整備に基づく保守分の補助になります。

次に、県支出金の農業費補助金マイナスの156万2,000円、ちばの木香る街づくり推進事業補助金です。こちらは、ブランコ設置が補助要件に当たらないということが判明しましたので、減額の補正をいたします。

次、繰入金です。

森林整備等推進基金繰入金93万6,000円、こちらは、今、上でお話ししました県補助金が出ないので、こちらで振り替えて繰り入れるものでございます。

1つ飛ばしまして、雑入です。2,103万2,000円、こちらは主なものとしまして新型コロナワクチンの接種費助成金が1,690万7,000円です。あとは、コミュニティ助成事業助成金でございます。

町債、土木費、公共事業等債が280万円、こちらは、1－7号線の起債でございます。

最後に、繰越金、下から3番目です。歳出の各事業に補助金等を充てても不足する分について、全部繰越金で賄うもので、2,187万2,000円になります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 45ページの釣ヶ崎と一宮海岸の建物のドアが何か壊れたということなんですけれども、例えば釣ヶ崎だと築5年ぐらいで壊れたことになるんですけれども、これまた同じものを工事としてやったんでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（鵜沢清永君） 質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 釣ヶ崎海岸施設の外にあるシャワーの扉なんですけれども、これが雨風あるいはこの風の影響によってドアが破損したというところで、今回総取替えということになります。

費用については、これまでのものとは違いまして、それに強い耐久性のあるものに交換を行います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○5番（大橋照雄君） はい。

○議長（鵜沢清永君） ほかに質問ございますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 歳出の地方創生臨時交付金について、その使い方についてお聞きします。

ページでいうと39ページ、この商品券事業についてお聞きしますが、事業費が約1,600万、そのうち本事業費が1,080万円、残りの500万ぐらいですかね、これが委託料、経費になるという理解だと思えますが、本事業は1万円の商品券で1万3,000円分まで買えるよと、それを目的としている事業だと思えます。それで、この1,080万を、1個3,000円ですから3,000円で割ると3,600セットの商品券が発行されるというふうな理解だと思えます。多少違うんでしょうけれども。それで、3,600セットということは、今町民が1万2,000から1万3,000人、町にはいますので、仮に1セットずつ買っても町民全部に行き渡らないわけですね。

この事業の考え方として、物価が急激に上がっている状況の中で、その一助になればということだと思えます。そうすると、必ず商品券として紙を刷って、商品券としての事業を進めるまず意義があるのかということですね。例えば、一千何百万あるのであれば、町民1人に1,000円のクオカードを配るとか、電子マネーを1,000円分配るとか、幾らでも方法があると思えます。小学生も中学生もお年寄りも、この物価高によって影響を受けているのは変わりないと思うんですね。私は、特定の人だけに利益がもたらされるんじゃなくて、町民全てに利益がもたらされる方法が最良と考えますが、この事業を決定した経緯、これを選んだ意

義を説明求めたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 鶴沢議員のご質問にありましたプレミアム商品券を決定した根拠です。

まず、今議員さんからお話があった住民全員に行き渡るような、みんな困っているからというところで、その部分については、町としてもそこは重く、できれば全員に共有できるような、そういったことができたら一番いいかと思うんですが、ただ、こちらの今回国からの限度額のほうが、金額的にあまり多くないものですから、この1,500万円を1人ずつに配るとしても、やっぱり1,000円ぐらいの規模になってしまうので、そうすると効果というんですか、1,000円をもらってそれを使うというよりも、このプレミアム商品券として3,000円のお買物をしてもらおうという、限定的にはなりますけれども、交付限度額から考えると全員に渡るものというのは、なかなか効果が薄いのかなというところで、今回はプレミアム商品券ということで決定をしたところでございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 執行部はちょっと履き違えしていると思うんですね。効果というのは、町の皆さんが思うのが効果ではないと思いますよ。仮に500円でも1,000円でも手元に入れば、効果は十分にあると思います。それと大事なことは、町民全部に行き渡るのが私は非常に大事だと考えます。

それと、商品券を刷って町の経済の活性化に役立てるという考えがもしあれば、それは間違いだと思いますよ。あくまでも、それはその副産物であって、目的は物価高に対する町民のための、少しでも役に立てばいいと思いますよ。中学生、小学生が鉛筆やシャープペン、ノート1冊買ったっていいと思うんですよね。それが私は効果だと思いますけれども、今後は金額の大小にとらわれないで深く考えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 令和6年度一宮町一般会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第19、議案第7号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長(目良正巳君) それでは、議案第7号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの54ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,923万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和6年12月2日からマイナンバーカードを持っていない方に資格確認書を発行するため、システム改修の予算措置をするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

60、61ページをお願いいたします。

1款1項1目国民健康保険運営事務費の委託料につきましては、マイナ保険証の利用チャージ及び資格確認書交付システムの改修委託費の42万8,000円の増額としております。

次に、歳入になります。58、59ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金については、歳出と同額の42万8,000円を増額し、特別調整交付金分による計上としております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第7号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第20、議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、議案つづりの62、63ページをお願いいたします。

議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)議定についてご説明いたします。

第1条、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第1次)の予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目、第1款農業集落排水事業費用既決額1億4,578万6,000円に、1項営業費用106万8,000円を増額補正し、1億4,685万4,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容についてご説明させていただきます。

議案つづりの68、69ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町農業集落排水事業会計第1次補正予算事項別明細書をご覧ください。

今回の補正は、第3条に規定する収益的支出の支出、第1款1項1目処理場費のうち修繕費に106万8,000円を増額補正するものでございます。

今回の修繕内容でございますが、東浪見クリーンプラントの処理水槽内に設置されております水中攪拌ポンプでございますが、設置当初から28年が経過しており、経年劣化により不具合が生じていることから、今回ポンプの交換を行うものでございます。

事業費に係る財源につきましては、本会計の補填財源を充当いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第21、同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

議案つづりの70ページをご覧ください。

次期監査委員として、一宮町11区にお住まいの森田善宏さんをお願い申し上げます、議会

の皆様のご同意をお願いするものであります。

森田さんは、専門学校をご卒業後、一宮町役場の職員として会計管理者、税務課長などの要職を歴任され、36年間にわたり町の発展に尽くされた方であります。

地方自治法の選任規程にありますように、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に優れた見識を有する方であります。今回、1期目の任期が間もなく満了となることから、引き続きお願いを申し上げたくお諮り申し上げる次第であります。

任期は、令和6年8月1日から4年間であります。

どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

なお、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言論や無礼な言葉を使用することはできないので、十分注意してください。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、同意案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。森田善宏さんを監査委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。よって、森田善宏さんを監査委員に同意することに決しました。

ここで日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時30分。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時30分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（鶴沢清永君） お諮りいたします。発議案第1号から2号までをお手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第1号から2号までを日程に追加し、追加日程1の日程第1から日程第2とすることに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和6年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、小関義明。賛成者、藤井幸恵、袴田 忍、畑場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に

大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鵜沢清永。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、盛山正仁様、総務大臣、松本剛明様。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出致します。

令和6年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、小関義明。賛成者、藤井幸恵、袴田 忍、舩場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数教育や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること

・GIGAスクール構想の着実な推進と教育DXを加速化し、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること
など。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、鶴沢清永。

内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、盛山正仁様、総務大臣、松本剛明様。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程1の日程第2、発議案第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時41分